

平成21年第2回  
美唄市議会定例会会議録  
平成21年6月12日（金曜日）  
午前10時00分 開議

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

## ◎出席議員（15名）

|      |           |
|------|-----------|
| 議長   | 内馬場 克 康 君 |
| 副議長  | 谷 村 孝 一 君 |
| 1 番  | 吉 岡 文 子 君 |
| 2 番  | 森 川 明 君   |
| 3 番  | 五 十 嵐 聡 君 |
| 4 番  | 高 田 正 則 君 |
| 5 番  | 高 橋 幹 夫 君 |
| 7 番  | 長谷川 吉 春 君 |
| 8 番  | 米 田 良 克 君 |
| 9 番  | 白 木 優 志 君 |
| 10 番 | 小 関 勝 教 君 |
| 11 番 | 土 井 敏 興 君 |
| 12 番 | 本 郷 幸 治 君 |
| 13 番 | 紫 藤 政 則 君 |
| 14 番 | 林 国 夫 君   |

## ◎欠席議員（1名）

6 番 阿 部 義 一 君

## ◎出席説明員

|         |           |
|---------|-----------|
| 市 長     | 桜 井 道 夫 君 |
| 副 市 長   | 斎 藤 正 紀 君 |
| 総 務 部 長 | 安 田 昌 彰 君 |
| 市 民 部 長 | 岩 本 良 一 君 |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 保健福祉部長兼福祉事務所長 | 中 川 直 紀 君 |
| 商工交流部長        | 岡 嶋 博 文 君 |
| 農 政 部 長       | 林 信 孝 君   |
| 都市整備部長        | 山 口 隆 慶 君 |
| 市立美唄病院事務局長    | 高 倉 雄 治 君 |
| 消 防 長         | 霜 田 公 法 君 |
| 総務部総務課長       | 小 橋 一 夫 君 |
| 総務部総務課総務係長    | 村 上 孝 徳 君 |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 教育委員会委員長職務代理者 | 工 藤 勝 善 君 |
| 教 育 長         | 板 東 知 文 君 |
| 教 育 部 長       | 前 田 敏 和 君 |

|            |           |
|------------|-----------|
| 選挙管理委員会委員長 | 後 藤 泰 彦 君 |
| 事 務 局 長    | 秋 場 勝 義 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 農業委員会会長   | 佐 藤 博 道 君 |
| 農業委員会事務局長 | 林 忠 男 君   |

|         |           |
|---------|-----------|
| 監 査 委 員 | 扇 谷 均 君   |
| 監査事務局長  | 稲 村 秀 樹 君 |

## ◎欠席説明員

|          |           |
|----------|-----------|
| 教育委員会委員長 | 白 戸 仁 康 君 |
|----------|-----------|

## ◎事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 藤 井 英 昭 君 |
| 次 長     | 中 平 匡 司 君 |

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の代理出席について次のとおり通知がありましたので、報告いたしま

す。

教育委員会委員長白戸仁康君は、都合により本日及び15日の2日間欠席いたしますので、職務代理者工藤勝善君が代理出席いたします。

---

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

11番 土井敏興議員、

12番 本郷幸治議員、

を指名いたします。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3番、五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員（登壇） 平成21年第2回定例会にあたり、大綱6点について市長、教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目、国の21年度補正予算で2つの臨時交付金制度が創設される方針が出されました。交付金制度は、経済危機対策臨時交付金と地域活性化公共投資臨時交付金の2つであります。経済危機対策臨時交付金の補正予算計上額は1兆円で、地方公共団体において地球温暖化対策、少子化高齢化社会への対応、安心安全の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業となっております。公共投資臨時交付金の補正予算計上額は1兆3,790億円、経済対策における公共事業の追加に伴う地方負担総額の9割程度で、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整とあります。交付対象は、実施計画を策定する地方公共団体で経済危機

対策臨時交付金は実施計画をつくれば何にでも使えそうであります。地元企業も期待しております。

そこで、本市への見込み交付額、その活用に向けた取り組み計画と今後の見通しについて、市長、教育長にお伺いいたします。

大綱2点目、農業行政について、1つ目に今行われている道営事業の計画期間と総事業費について。

2つ目に道営基盤整備事業に市内の7つの企業が受注され、工事を行っていると聞いております。国営事業も受注した場合、それぞれの経済波及効果について。

3つ目に国営事業、市としての取り組みについて伺います。

次に、食にこだわったまちづくりの取り組みとして、6月6日の道新とプレス空知にアンテナショップを7月上旬に開設、3年間の期間限定で管理を美唄商工会議所に委託するとの新聞報道がありました。詳しい内容と3年間の実証実験の後、食の駅へと発展させていく考えなのか、お伺いいたします。

大綱3点目、最終処分場について、5月28日常任委員会でエコの丘美唄を現地調査してまいりました。埋め立ての期間、平成19年4月から平成34年1月までの15年間を予定しておりますが、私の素人の目から見て、15年も持つのか気にかかります。

そこで、最終処分場の計画時における年間のごみ処理量に対し、これまでの埋め立ての状況、生ごみを含む可燃ごみの処理については、南空知地域ごみ処理広域化検討会議で検討してきましたが、焼却施設の建設を断念されたと聞いております。今後の生ごみを含む

可燃ごみの処理計画について、お伺いいたします。

大綱４点目、事業系ごみ処理について、１つに、１０月１日から事業系ごみの排出の方法と料金が変更になることに對し、事業者への説明の取り組みについて。

２つに、事業系ごみ減量化、リサイクルの推進について。

３つに、業態別排出について。

４つに、事業効果について。

５つに、空知管内の利用料金についてお伺いいたします。

大綱５点目、定額給付金・子育て応援特別手当について、それぞれの申請と給付状況、併せて申請されていない方への今後の対応をお伺いいたします。

大綱６点目、市内消費拡大促進事業について、４月１１日に実施したプレミアム付き商品券は、販売当日で完売したと聞いております。

１つに、プレミアム付き商品券の発行に伴う地元消費効果の分析。

２つに、販売方法について、市内のホテル１ヶ所での販売でした。遠方で交通の便が悪いなど、買いに行くことができなかった市民もいたと考えます。そこで、１カ所で販売した理由、発行時期についても年金や定額給付金の支給日前に発行したことは、配慮に欠けていたと考えます。

３つに、地元消費の拡大促進を今後どのような取り組みを考えているのか、お伺いいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてであります。去る５月２９日に成立した国の平成２１年度補正予算には地方に対する支援策として、２つの交付金制度が創設されたところであります。

その１つである地域活性化・経済危機対策臨時交付金については、地域の活性化等を目的として、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現などが主として例示されており、実施計画に基づいた地方単独事業及び国庫補助事業に充当できることとされております。現在示されている本市の交付限度額は約２億９，９００万円となっており、その有効活用を図るため取り組むべき事業について検討を行っているところであります。市としては現下の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、中小企業の受注機会に配慮した公共事業の実施や、緊急雇用対策、高齢者等の安全確保、市民生活にかかわりが深い施設の整備などを検討しているところであります。今後、実施計画の第１次提出期限とされている６月末までに実施計画に登載する事業の選定を行い、国や道との調整後７月上旬と予想される最終提出期限までに実施計画を確定させたいと考えております。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金についてであります。この交付金は、国の経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することを目的に創設されたものであり、充当できる事業としては地方単独事業

及び国庫補助事業とされております。この交付金を受けるためには、実施計画を策定することが要件となっておりますが、現在交付金の概要程度の情報にとどまり、詳細な情報が届いておりませんので、今後情報収集に努めると共に、本市が取り組める事業の選定についても地域活性化・経済危機対策臨時交付金との兼ね合いも考慮しながら、本市の活性化に資するものとなるよう十分検討してまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、国営・道営事業についてであります。現在市内で実施中の道営ほ場整備事業は3地区あり、事業費は峰岩地区の24億円、沼の内地区24億6,000万円、中美唄地区29億5,000万円で、合計78億1,000万円でございます。事業計画の期間は平成20年度から平成25年度までを予定しております。

次に、道営事業の経済波及効果につきましては、市内企業の受注額が直接効果額となりますことから、本年度の道営3地区の現在までの市内企業の受注率42.5%が今後も継続することを前提とし、北海道産業連関表により試算すると、3地区の総事業費約78億円に対し、直接効果額は約33億円となります。また、事業の実施に伴い、測量資材や重機燃料購入などの一時波及効果額は、約12億円と算出されるほか、雇用労働者の獲得が消費され、新たな生産活動などの2次波及効果などが約11億円と算出され、合わせて約56億円の効果があると推計しているところでございます。

国営事業につきましては総事業費500億円、市内企業の受注率を10%と想定し、同

様の試算を行いますと、直接効果額が約50億円、1時波及効果が約18億円、2次波及効果が約15億円と算出され、合わせて約83億円の経済波及効果があるものと推計しているところでございます。地域への経済波及効果については、市内企業の受注額により大きく左右されますことから、今後とも市内企業の事業参入の確保について国や道に要望してまいります。

次に、国営事業の負担割合につきましては、先般国に地元負担の軽減策などについて要望したところであり、現在札幌開発建設部と協議を進めており、その協議経過や市の財政状況を踏まえ、市の負担割合を検討してまいります。

次に、食にこだわったまちづくりについてであります。本市では地域経済の活性化を図るため、基幹産業の農業、食を中心に農産物、特産品などの販路拡大、PRや商品開発などについて産学官が連携し、市民も参加する食にこだわったまちづくりを総合的に展開することとしております。この一環として、国のふるさと雇用再生特別対策事業の基金を活用し、本年7月に開設を予定しております地場産品アンテナショップにおいては、農産物はもとより、農産物の加工品やとりめし、やきとりなどの販売を行う他、ネットショップとの連携による美唄産品の販路拡大や、観光情報の発信を通じて美唄全体の魅力を高め、雇用機会の創出や地域活性化を図ることを目的として実施する事業であります。設置場所につきましては、1日1万9,000台の交通量のある国道12号線に位置し、車が入りやすく、多くの人が利用しやすい場所である

レストラン藤観光の駐車場を借用し、店舗面積を約50平米とし、通年営業を予定しているところでございます。アンテナショップの運営については、観光物産協会の事務局を担う美唄商工会議所を予定しており、スタッフは新規に雇用する者が3人、責任者が1人の合計4人で対応することとしております。こうしたアンテナショップなどの事業の実施を通じて、その成果などを検証し、食の駅の必要性や具体的な規模、内容等について基本計画の策定段階で検討してまいりたいと考えております。

次に、最終処分場について、生ごみを含む可燃ごみの処理計画についてであります。これまで南空知地域ごみ処理広域化検討協議会において、生ごみを含む可燃ごみについて平成24年度から広域処理を行うこととしておりましたが、各自治体のごみ処理方式の相違や、広域処理の条件が大きく変化してきたことなどから、広域処理としてのスケールメリットを生かすことが極めて難しい状況にあると判断し、幹事会において焼却施設の建設を断念したところであります。

本市といたしましては、今後焼却に変わる広域処理方式の協議を進めるとともに、生ごみを含む可燃ごみを高温の水蒸気と高圧処理により固形燃料化するシステムなど本市独自の処理方式についても引き続き調査研究等を行い、年内を目途に方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、事業系ごみ処理について、事業者説明の取り組みについてであります。事業系ごみの取り扱いの変更につきましては、平成21年度ごみ処理手数料の上半期納付書の送

付に合わせ資料を同封したほか、広報誌やホームページで周知したところであります。

また、6月5日及び6月10日の2日間市民会館で説明会を開催し、47団体60名の事業者の方の出席をいただきました。説明会では改定に至った経緯、実施時期や料金の徴収方法が従量制に変更となること及び収集方法やごみの分別について説明し、御理解を求めたところでございます。出席者からはごみ袋の種類や取り扱い販売店などについてご意見、要望があり、市としましては、こうした要望を踏まえ、現在ごみ袋の大きさや取り扱い販売店について検討しているところでございます。

なお、ごみ袋の大きさ、取り扱い販売店などが決定した段階において、広報誌及びホームページでお知らせするほか、8月下旬から9月上旬を目途に改めて説明会を開催し、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、事業系ごみの減量化リサイクルの推進についてであります。これまでの定額料金制から実際に排出するごみ量に応じた負担をいただく従量制に移行することにより、事業者にとって減量化の取り組みが手数料の負担軽減につながることから、家庭ごみと同様に一層のごみの減量化、リサイクルの推進が図られるものと考えております。

今後におきましては、さらに減量化の推進に向け、分別の徹底などについて注意してまいりたいと考えております。

次に、業態別排出量についてであります。現行のごみ処理手数料は店舗等の床面積を基本に業態区分による倍率を乗じて算定した額を定額で負担していただく方式となっている

ことから、業態別の排出量は把握しておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、事業効果についてであります。このたびの改定により、定額料金制から排出量に応じた手数料の負担となることから、ごみの排出抑制やリサイクルの推進が図られるものと考えております。

また、ごみ袋やごみ処理券を購入していただくことにより、歳入の増加が見込まれ、平成21年度におきましては、対前年比で65万8千700円の歳入増を見込んでいます。

次に、定額給付金・子育て応援特別手当について、今後の対応についてであります。申請されていない方にはさまざまな機会を通じて制度の周知徹底に努めることとしておりますが、今後の申請状況を踏まえ申請の御案内を再度行うなどの方法も検討してまいりたいと考えております。

ふるさと美唄応援寄附金につきましては、申請書の送付の際にPRさせていただきましたが、定額給付金の支給に合わせて寄附された件数は2件と承知しております。

なお、辞退された方は現時点では3名となっております。

次に、市内消費拡大促進事業について、プレミアム付き商品券についてであります。今回の販売額は5,000万円で、プレミアム分を加えますと総額6,025万円分の発行額となっており、5月末までの利用状況については約4,200万円で、発行総額の約70%の利用額となっております。

商品券を取り扱っている店舗や事業所からのお話によれば、普段利用されていない方が

商品券で買い物をし、売り上げの増加につながっているとの話も伺っており、商品券の発行は一定の消費効果があったものと考えているところでございます。

販売に当たっては、多額の現金を扱うことによる事故防止の観点から販売箇所を1カ所としたところであります。また、販売日に関しては消費が伸びる入学時期に合わせて準備を進めた結果、年金や定額給付金の支給前に販売したものであり、購入できなかったというお話が数多く寄せられていることを踏まえ、関係者で協議し、市民の皆さんに対する配慮にさらに意を払うべきであったと考えているところでございます。

今回の発行に伴う手数料などを原資として活用し、美唄商品券運営協議会では、今後さらにプレミアム付き商品券を発行する予定であると聞いており、このたびいただいた市民の皆様の意見を生かし、実施の時期や販売方法などについて十分に検討した上で実施されるよう運営協議会に申し入れてまいりたいと考えております。

なお、最終処分場のごみの埋立量、空知管内のごみ袋の料金については市民部長から、定額給付金の申請給付状況については、総務部長から答弁させていただきます。

●議長内馬場克康君 市民部長。

●市民部長岩本良一君 最終処分場の利用期間における計画対比及び事業系ごみ処理に係る空知管内の利用料金につきましては、私から答弁をさせていただきます。

初めに、最終処分場のごみの埋立量についてであります。平成19年度はごみ計画埋立量1万2,876立方メートルに対して、

可燃ごみが5,620立方メートル、不燃ごみが4,875立方メートル、合わせて1万0,495立方メートルの埋立処分を行っており、ごみ計画埋立量の約82%となっております。平成20年度はごみ計画埋立量1万2,518立方メートルに対して、可燃ごみが4,212立方メートル、不燃ごみが2,086立方メートル、合わせて6,298立方メートルの埋立処分を行っており、ごみ計画埋立量の約50%となっております。供用開始から2カ年のごみ総埋立量は1万6,793立方メートルとなっております、当初2ヶ年のごみ計画埋立量2万5,394立方メートルに対し、約66%の埋め立てとなっております。

次に、空知管内の利用料金についてですが、空知管内でごみ袋料金を徴収しております市は3市あり、芦別市におきましては10キログラム当たり105円、三笠市におきましては10キログラム当たり320円、滝川市におきましては10キログラム当たり240円となっております。なお、本市におきましては10キログラム当たり100円となっております。

●議長内馬場克康君 総務部長。

●総務部長安田昌彰君 定額給付金などの申請・給付状況につきましては、私から答弁をさせていただきます。

定額給付金の申請・給付状況についてですが、定額給付金は1万3,175世帯に申請書を郵送し、1回目の4月17日の支給以来6月9日現在では1万2,514世帯で全体の95.0%が給付されている状況にあります。現時点での未申請世帯は、2月1

日基準日以降に死亡などにより給付対象外となっている世帯を除き、残り551世帯であります。

また、子育て応援特別手当につきましては、258世帯に申請書を郵送し、6月9日現在では245世帯、全体の95.0%が給付されている状況にあります。現時点での未申請世帯は残り13世帯となっております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 五十嵐議員のご質問にお答えします。

初めに、交付金の活用計画についてですが、平成23年7月の地上デジタル放送完全移行を踏まえ、その効果を教育においても活用することが必要であると考えております。この為、現在交付対象事業の学校情報通信技術環境整備事業を中心に市長部局と協議検討を進めているところであり、今後その結果を踏まえ、実施計画に登載してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域活性化公共投資臨時交付金についてでございますが、現段階で事業内容の詳細が明らかになっていないことから、引き続き市長部局とともに情報収集に努めているところでございます。交付金の活用に当たりましては、教育環境の整備を図るため、地域活性化経済危機対策臨時交付金との兼ね合いも十分考慮しながら、学校施設の耐震化を中心に検討してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 3番、五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員 この場から何点か再質問させていただきます。

地域活性化臨時交付金について学校施設の耐震化を中心との答弁がありました。昨年度

の1次補正、2次補正で市内の小中学校の耐震診断が予算化されたところであり、その後の状況について教育長にお伺いいたします。

次からは、市長にお伺いいたします。

農業行政について、基盤整備事業の経済波及効果は道営で約56億円、国営で約85億円、受益者の生産性の向上額、税などをプラスしますと、もっと増えると考えます。私の調べでは、国営基盤整備事業では、300億を超える効果があると出ております。何度か一般質問もしてきましたが、市長も事業の必要性は理解されていると考えております。事業費の負担割合は、国が75%、道が18%、地元が7%、7%のうち市町村のガイドラインは4%であります。何度も聞いておりますが、市の負担割合を示していただきたいと考えます。

次に、アンテナショップ、開設期間は通年営業で、年度によっては移動する考えもあるようですが、移動する予定地の考え、敷地の借上げ、またトイレ等の対応、併せまして、先日、食の駅基本構想案の概要説明がありました。私も、基幹産業である農業を中心に商工業や観光など、関連産業などの連携により地域経済が総合的に発展、基盤を構築する事が重要と考えております。

そこで、基本構想に沿った実施までの経過、実施時期、事業費に対するシミュレーション、また、民間主体による維持管理を基本とする施設整備と構想されておりますが、民間主体とはどこを想定しているのか、併せて運営管理費は幾らぐらい予想しているのかお伺いいたします。

次に、事業計ごみ処理について、コンビニ

関係では不特定多数の利用者も多く、分別もせずに、いろいろなものを捨てていかれ困っている話もよく耳にします。これらの対応、また、定額料金制度から従量制に移行することで、事業者の業態によって負担は違うと考えますが、どの程度の負担増になるのか、お伺いいたします。

次に、定額給付金・子育て応援特別手当について、今後の対応ですが、申請期限は10月8日までと聞いております。まだ申請されていない世帯の住所、氏名はわかるわけですから、無駄にしないよう配慮を要望しておきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、国営・道営事業についてであります。国営事業の市の負担割合につきましては、8月中に本事業の区域が決定されることを踏まえ、市議会の理解を得ながら、できるだけ早い時期に受益者の皆さんにお示しいとと考えております。

次に、アンテナショップなどについてありますが、事業は3カ年を予定しており、今回開設する店舗は実証実験として年度の途中からスタートする為、最低でも1年間の営業状況を検証することが必要なことから、22年度まではレストラン藤観光の用地で実施することとし、3年目の実施場所につきましては、実施結果を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

また、今回の敷地の借り上げ料については、今後委託先と敷地の用地所有者との契約により決定されることとなっております。トイレ

の対応につきましては、簡易トイレを設置すると共にレストラン藤観光の店舗のトイレも利用させていただくこととしております。

次に、食の駅についてであります。アンテナショップなどのソフト事業の成果を踏まえ、規模・内容・事業費・管理運営の方法や運営管理費などについて、基本計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。また、基本計画については、ソフト事業の成果等を見きわめる必要がありますが、可能であれば平成22年度後半には検討に着手してまいりたいと考えております。

次に、店舗利用者のごみの持ち込みなどについてであります。コンビニエンスストアに持ち込まれるごみの取り扱いにつきましては、ごみ箱の設置は、事業者自らがサービスの一環として設置しているものと考えております。このため、利用者の不適正な排出への注意指導や、ごみ箱の設置場所の移動や撤去等につきましては、各事業者の自主的判断で対応していただくものと考えております。

また、従量制実施に伴う事業者の負担についてであります。これまでの定額区分で事業者数が最も多い、1月当たり100キログラム未満を排出する事業者については、排出量に応じて0.25倍から2.25倍程度、大規模小売店や病院など排出量の多い事業者については、平均で1.53倍程度の負担になるものと考えております。

●教育長板東知文君 五十嵐議員の質問にお答えします。

学校の耐震化についてであります。耐震診断を必要とする小中学校7校については、本年10月までに診断結果が明らかになる予

定となっており、その結果を踏まえ、耐震化について十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

●議長内馬場克康君 3番、五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員 国営事業の負担割合について、再々質問をいたします。

市町村のガイドラインは4%であるといいました。8月中に本事業の区域が決定されることを踏まえ、早い時期に示したいとの答弁がされました。国営事業の美唄市に置ける事業効果も示したところです。このことも踏まえて、負担割合を示すべきだと思います。もう目の前に決定される時期を迎えまして、この定例会で市としての負担割合をはっきりと示していただきたいと思います。市長の考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 国営事業につきましては、非常に大規模であるということで、最大規模の面積ということで、総額も莫大な額でございます。この事業効果、先ほどいろんな経済波及効果等もお話しましたし、また、地元負担、それから農業者の負担、これらがあるわけでございますので、このあたりを今国に対して、何らかの改善策がないか、このようなことも今協議中でございます。この状況経過等も踏まえながら、これは出来るだけ早い時期に、またいろんな数値等をお示ししながら、議会とも協議しながら判断をしてまいりたいと思いますので、今議会の中では、この判断を出すことは無理かと考えてございます。

●議長内馬場克康君 五十嵐議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に

発言を許します。

3番、五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員 どうもありがとうございます。

今ほどもしかるべき早い時期とおっしゃられましたけれども、そのしかるべき時期がいつなのか、その辺を示していただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 ただいま私から答弁したように、国との協議等も、今やっている最中でございますので、これらの状況を踏まえながら、具体的に受益者、それから市にとってどれくらいの負担になるか、この辺りもしっかりした試算を元に、ご協議をしながら決めていきたいと考えております。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員（登壇） 平成21年第2回定例会に当たり、大綱3点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。大綱の中身につきましては、先程、同僚議員より同趣旨の質問があったため、視点を変えて質問させていただきますが、重複する質問もあるかと思いますが、御理解をいただきたいというふうに思います。

大綱の1点目は、地域経済についてお伺いいたします。

その1つ目は、美唄市における近年の経済発展に対する認識について伺います。昨年10月に報告された日銀の北海道における経済報告では、北海道地域の景気はやや厳しい状況にある、とした上で、公共投資は低調に推移し、住宅投資もブレを伴いつつ弱めの動き

となっており、個人消費もやや厳しい状況にあると判断され、各論では企業の生産は概ね横ばいとなっているが、雇用・所得環境は極めて弱めの動きとなっており、この間、企業の業況感には建設・運輸・個人消費関連を中心に悪化していると報告されております。美唄市においても、その経済の低迷を裏づけるかのように、有効求人倍率や失業率、あるいは求職者数や求人数といった経済のバロメーターとなる数値が全道・全国の平均を下回っていることでわかることとなります。

そこで、これまで美唄市としてもさまざまな経済対策を行ってきたと存じますが、地域経済がなかなか思うように発展しない現状をどのように認識をされているのか、お伺いいたします。

その2つ目は、雇用と支援についてお伺いいたします。今の現状を切り切り地域経済を再生させるためには、当たり前ながら仕事と収入が確保でき、安心して住み続けることのできる地域を創造することが必要と考えます。生産年齢人口が極端に少なくなってしまった現在、地域を維持していくためには、地域が持つ資源をフルに活用し、人材や企業の誘致などを進め、何よりも持続可能な産業・経済を作り上げると共に、民間の力を引き出しながら、公と民の中間的な領域で多様な主体が協働し、地域住民の生活を支え、地域を維持していくという考え方を持った新たな公共サービスをつくり出し、事業の芽を育てていくことが欠かせないと考えます。

そこで、地域性を生かした新たな雇用の創出や、企業や起業家の支援について美唄市としてどのように考えているのか、お伺いいた

します。

その3つ目は、産業振興計画についてお伺いいたします。美唄市は第5期総合計画を策定し、目標とする都市像を「人かがやき夢ひろがる美しき唄のまち」と定め、市民一人ひとりが健やかに安心して暮らせる地域社会を実現する為、これまで総合的かつ計画的に、各分野においてさまざまな政策を展開されてまいりました。これからは地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、緊張ある地域の発展と若者を初め多くの人々が定住するまち、市民と行政が一体となって英知と創造力を結集したまちづくりをさらに進めなければならないと考えます。そのためにも、豊富な地域資源やさまざまな技術、交通情報ネットワークを活用し、環境保全型農業の推進をはじめ、林業や商業・工業・観光など多様な産業において環境に配慮した取り組みを通じ、振興を図り、大地の恵みと人の技を生かした活力あるまちをつくるために、市民に産業経済面において希望の持てる明るい将来展望を示し、共通の目標を持つと言う意味から、産業振興のトータル的な計画として美唄市産業振興総合計画、これは、美唄市経済成長戦略の1つになりますが、等の策定が必要かと考えますが、産業振興計画についてどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

その4つ目は、国の緊急対策、地域活性化交付金の対応についてお伺いいたします。5月29日に国の平成21年度補正予算が成立したことは、地域の経済にとって発展のための有効な手段の1つとして、私個人的にも評価するところでございます。この補正予算では

交付金により地域に対する支援が行われることとされ、経済危機対策として地域活性化公共投資臨時交付金及び経済危機対策臨時交付金などが盛り込まれていると聞き及んでおります。地域性を重視した有効で即効性のある対応を求められることから、行政主導のトップダウン型の予算配分ではなく、地域の意見を取り入れたニーズに合わせたボトムアップ型による生きた活用が必要と考えますが、予算配分にはどのような考え方で決められているのか、お伺いいたします。

また、今年度から財政健全化計画が実施されておりますが、この計画に及ぼす影響等があればお聞かせください。

その5つ目は、雇用と地域特産品の推進事業についてお伺いいたします。先日の報道によると、食にこだわったまちづくりを推進するために12号線にアンテナショップを開設し、地場産業をPRすると共に、雇用の創出に努めることとした事業の記事が掲載されておりました。事業の詳細は記事を読めば一定の内容は理解できるものでありますが、今まで美唄市は地域振興の一環として食の駅構想を議論されてきた経緯があり、このアンテナショップ事業は、多くの市民が食の駅と受けとめられるような内容になっていないか、その位置づけと運営の方向性をつかさどる運営会議の役割、また、7月の開設に向けた今後のスケジュールと地域ICTモデル事業との関連性をお聞かせください。

大綱の2点目は、環境行政についてお伺いいたします。市は財政健全化計画の一環として家庭系一般廃棄物、いわゆる家庭ごみの有料化を始めました。このことは、市の財政面

においても、また市民のごみに対する認識を高める有効な施策として一定の評価をするものであります。

さらに、今年の第1回定例会においては、美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正して、事業系一般廃棄物について受益者が利用に応じた金額を加算するものとして議決されました。10月1日のスタートに当たり、苦情や現場でのトラブルといった大きな混乱も予想されると考えられることから、市は市民との協働のまちづくりの観点からも、対象者に事業概要と仕組みを十分に説明をして、理解を求めなければならないと考えます。

そこで、事業の実施に向けた市民説明会や今後の実施計画等があればお聞かせください。

また、不法投棄の問題について対象者によっては経費を少しでも削減できないかという考えやルールに従うのが面倒くさい、処理基準の存在を知らなかったなどの理由で指定外へ不法に廃棄してしまう他自治体の事例もあることから、当市も同じような問題が起こり得るのではないかと懸念するところでございます。山間や原野、防風林といった人の目の届きづらい場所などに廃棄されることが最も多いように伺っておりますが、市内において、今までこのような事例がなかったか、その危険箇所の把握はされているのか、対策として市が行うことや、地域との連携はどのようにされているのか、お伺いいたします。

大綱の3点目は、教育行政についてであります。

その1つは、余裕教室・廃校施設の利活用についてであります。近年少子高齢化に伴い、

市内の小中学校が統合されてきております。また市内の高校も公立高等学校配置計画で、平成23年度に美唄高校と美唄工業高校が再編統合されることが公表されました。教育長の教育方針においては、学校の適正配置については、保護者や地域の皆様のご理解をいただき、本年4月光珠内中央小学校と峰延小学校が統合されることになり、今年度においても教育環境を整える見地から、児童生徒数の動向などを見極め、学校の適正配置に取り組んでいくとされております。

そこで、施設によっては余裕教室が発生したり、統合によっては廃校になる未使用の施設ができるかと考えますが、他市町村においては、宿泊研修施設や博物館、介護施設や災害の備蓄庫、あるいは倉庫としてのレンタルなど民間活力にある有効利用を行い、地域の活性化に努めている事例が幾つもあります。また、最近ではオークションなどによる施設の販売や、リースなども行われると聞き及んでおります。

そこで、今後統廃合などによる余裕教室や廃校の利活用について教育委員会としてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

その2つ目は、教職員住宅の有効利用についてお伺いいたします。市内には多くの教職員住宅がありますが、これは計画的に整備され、多くの教職員に利用されてきたことと存じます。しかしながら、近年は通勤機関などの交通網の整備、自家用車や個人住宅の普及など、職員を取り巻く環境が大きく変化し、その施設の利用が低下をしてきており、市外から時間をかけて通勤される教職員も少なく

ないと承知しております。このことは、維持管理経費などが財政的に今後の大きな負担になると、健全化計画にも大きな影響を及ぼすものと考えられますが、教職員住宅に関しては多くの市町村が国のへき地教員宿泊整備業補助金を受けて建築してきたものであり、一般市民に貸し出しをすることは、目的外になってしまう為現実的には厳しいと聞いております。また、道が所管する住宅もあり、市の権限が及ばない住宅もあるように聞いております。しかしながら、財産の有効活用は必需であり、市民の意見などを基に民間資金を活用したPFI事業の活用や、特区も視野に入れた道や国への所管へ申し入れすることなど、何がしかの対策をとることが求められると考えるが、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

私のこの場での質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高橋議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済について、美唄市の経済発展に対する認識についてであります。アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況により、我が国の経済は自動車や家電など幅広い産業分野において企業業績や雇用環境に深刻な影響が生じております。本市の経済においても企業業績の不振や雇用環境の悪化により、求職者数の増加や求人者数の減少に伴い、本年4月の有効求人倍率は0.37と、昨年と比較して0.08ポイントを低下している状況となっております。

また、製造業の一部においては、操業時間

の短縮による生産調整を現在も継続しているほか、依然として厳しい経済状況が続いているものと認識しているところでございます。

次に、雇用創出と企業支援についてですが、厳しい経済状況の中、本市においては雇用創出のため国のふるさと雇用再生特別交付金や、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により地場産品アンテナショップ事業や、企業情報データベース化事業、防風林整備事業などを実施し、雇用の確保に努めることとしております。また新たな雇用創出に向け、国の地域活性化経済対策活性化交付金の活用を検討することとしております。

新産業創造に関する企業への支援につきましては、経済産業省の支援制度である新連携、農工商と連携、地域資源活用事業や、北海道の新産業創造に対する助成、美唄市中小企業等振興条例に基づく、新技術や新製品の開発、新規開業に対する補助制度などがあり、これら助成制度の周知を図り、新たな産業興しに取り組む企業に対し、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、産業振興計画についてであります。美唄市の農業、商業、工業など、すべての産業を網羅した経済戦略となる産業振興計画は策定しておりませんが、第5期美唄市総合計画の個別計画として、農業では、美唄市農業振興地域整備計画、商業では美唄市中心市街地活性化基本計画、工業では企業誘致を進めるため美唄市を含む空知管内の市町村で策定した道央空知地域活性化基本計画があり、これらの計画に沿って産業振興の政策の推進に努めているところでございます。産業振興計画の策定については、今年度から策定作業を

開始した第6期美唄市総合計画との整合性に留意しながら、策定に向けて具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、国の補正予算による交付金についてありますが、地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用する事業の選定に当たっては、現在市の内部で検討中ではありますが、併せて市内の経済・農業・労働関係など6団体に御意見や御要望の提出をお願いしているところであり、これらを総合的に勘案して検討してまいりたいと考えております。

また、財政健全化計画との関係につきましては、この交付金を有効活用し、計画していた事業の財源に充てることにより、健全化の取り組みにもつながるよう、事業内容について十分検討してまいりたいと考えております。

次に、地域特産品の推進事業についてありますが、食の駅基本構想案では、食の駅は基本機能として駐車場・トイレなどのほか、食関連機能として地域情報の発信、地域ブランドの創出、産業の活性化などの機能を持つ主な施設として、飲食施設、特産品、軽食販売施設、農産物直売所、農産物加工施設、情報発信施設、フリーサイト、展望施設などを予定しており、食の複合的な交流拠点施設を想定しております。

一方、今回補正予算で提案しているアンテナショップは、国のふるさと雇用再生特別対策事業の目的である雇用創出を主眼に、地場産品である農産物や加工品などの販売、観光情報の発信を行うこととしており、1部共通している部分ではありますが、アンテナショップは、食の駅で想定している複合的な交流拠点施設とは異なるものであります。

次に、アンテナショップの運営会議についてありますが、アンテナショップ事業が適切に行われるよう全市を挙げて農産物や特産品の販路拡大や、観光情報の発信を効果的に行うために設けたところであります。このため、この運営会議ではアンテナショップにおける農産物や特産品等の安定的な供給や、魅力ある店舗構成などについて、協議していくこととしております。

今後のスケジュールについては、美唄商工会議所との契約を締結し、出展予定者への説明会を開催するなど、7月オープンに向けて取り進めることとしております。

次に、アンテナショップと地域ICTとの関連性につきましては、地域ICTモデル事業で開発した農産物・特産品販売支援システムや、生産履歴登録紹介システムをアンテナショップに導入し、顔が見える生産者情報の提供や、販売管理などを支援することとしております。このほか、美唄の農産物・特産品や観光資源などのさまざまな情報を搭載したポータルサイトPIPAにおける情報発信PRはもとより、サイト内におけるアンテナショップのページを設け、販売品目や売れ筋ランキングの表示、会員同士の書き込み交流による口コミ情報などによりポータルサイトの活性化とアンテナショップの入り込み客の増加など、相乗効果をもたらすような展開に結びつけてまいりたいと考えております。これらのシステムは、平成19年度から3年間の総務省委託事業で開発費を賄ったほか、運営費用についても今年度までは委託事業の実証試験費用として対象経費となっておりますが、来年度以降はシステムの運営費用を賄う仕組

みが求められているところであります。このため、アンテナショップに導入する農産物・特産品販売支援システムなどのシステム保守管理料等については、来年度以降利用者負担を原則として考えておりますが、具体的な利用料金等につきましては、先進事例を参考としながら、地域ＩＣＴに関する推進協議会や関係団体等と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、環境行政につきまして、事業系ごみ処理手数料についてであります。事業系ごみの取り扱い変更説明会につきましては、関係団体と協議し、６月５日及び６月１０日の２日間、市民会館で４７団体６０名の事業者の方々の出席をいただき開催いたしました。説明会では、この度の改定に至った経緯を説明したほか、実施時期や料金の徴収方法が定額制から従量制へ変更となることなどのほか、ごみの収集方法や分別等について説明し、御理解を求めたところでございます。出席者の方々からは、ごみ袋の種類や取り扱い販売店について御要望がございました。市といたしましては、こうした要望を踏まえ、現在ごみ袋の大きさや取り扱い販売店について検討しているところでございます。

なお、ごみ袋の大きさ、取り扱い販売店などが決定いたしましたら、広報誌及びホームページでお知らせするほか、８月下旬から９月上旬ごろを目途に改めて説明会を開催し、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、不法投棄についてであります。平成１９年１０月からの家庭ごみの有料化に伴い、不法投棄の件数も増加しており、環境課

に清掃指導員を配置し、市内循環により不適正排出の指導とあわせて不法投棄の対応を行っております。この度の事業系ごみの料金改定と従量制の実施に伴い、不法投棄が増加する恐れがあることから、地域との連携を一層密にして巡回指導などにより、不法投棄防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 高橋議員の御質問にお答えします。

初めに、余裕教室・廃校施設の利活用についてであります。子供の減少に伴う空き教室につきましては、現在総合的な学習の時間など、学習内容の多様化に伴う活用を行っているほか、子供が自由に活動できるプレイルームにスペースを利用するなど、各学校のそれぞれの学校事情に応じて、その活用を図っているところでございます。学校施設は子供たちが学習し、生活する場であることはもちろんであります。今後とも生涯学習の場としての役割や、地域の人材の受け入れ、さらには地域コミュニティーの拠点とする役割など、さまざまな視点から地域の方々とともにその利活用のあり方について広く検討していく必要があると考えております。

次に、廃校となった施設につきましては、老朽化が著しい旧西美唄小学校は解体撤去の方向で検討しているところでございます。また、旧茶志内小学校、光珠内中央小学校につきましては、国の財産処分の弾力化の考え方を踏まえ、地域の活性化につながるよう、地域の方々のご意見等を伺いながら全庁的にその利活用のあり方について、さらに検討を進めてまいりたいと考えているところでござ

います。

次に、教職員住宅の有効活用についてありますが、教職員の住宅に対する意識の多様化や利用の減少などにより、本年6月現在教職員住宅の入居率は38.2%となっております。空き住宅は老朽化が著しい現状にあることから、今後ともその利活用のあり方とともに、解体撤去の双方からさらに検討を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員 ありがとうございます。自席から何点か御質問させていただきたいと思います。

まず初めに、地域経済についてなんですが、地域経済の認識なんですけれども、市は依然として厳しい状況と認識をしてるということも十分理解できました。この厳しい経済状況において、人口の流出、あるいは大型店の進出による商店街の疲弊、店舗の減少、倒産や縮小による勤労者の整理などが進んでいくと、やはり市に及ぶ影響というものは非常に大きなものが出てくるというふうに思います。こういったことに関してどのようなことが考えられるのか、あるいは想定されるのか、認識をお伺いしたいと思います。

それから、雇用創出と企業支援についてなんですが、雇用の創出に関しては、いろんな対策を持って実施しようと思えますが、どれも短期的で、一過性のものというふうに受けとめられます。中長期的で安定した雇用の創出が求められると考えますが、また、助成制度に関しては様々な業種や多様化したその制度があることから、業種別に担当所管が違っ

たりしないで、なるべくワンストップで支援できるような体制をとるべきだというふうに考えますが、この辺についての所見をお伺いしたいと思います。

それと、産業振興計画については、これは是非とも実施を進めていただきたいと思います。非常に産業が活性化されている地域は、こういった計画に基づいて行なわれているということもいろいろと承知しておりますので、これはもう是非とも早急にお願いしたいというふうに考えております。

それから、地域特産品の推進事業についても、これはほかにも議論する場もありますので、この場では先ほどの同僚議員のご説明もありましたとおり、概ね概要的には十分に承知いたしましたので、今回の場では割愛をさせていただきたいと思いますが、国の緊急対策に関しても同趣旨のご質問がありましたので、この部分についても再質問に関しては割愛をさせていただきたいと思います。

それと、事業系廃棄物なんですけれども、コンビニエンスストアなどの業種によっては、その負担が増えるケースが出てくるという考え方のご答弁がありましたが、いずれにしても、説明会において参加者はこのことに関してちゃんと理解をしていただいたのか、所管としてこの辺についてどのように受け止めているのか、お伺いしたいと思います。また、今回47団体60名の参加と伺いましたが、市内には約520の登録業者があると伺っております。これは前回の常任委員会で報告があったわけなんですけれども、その他のこの団体にはどのように周知徹底を図っていくのかお伺いしたいと思います。また、ホーム

ページや広報誌、それから、今後の8月下旬から9月上旬の説明会で十分な周知が、正直図れるんでしょうかというような疑問も本当に考えます。どうなのかなという疑問も、本当に拭いきれないのが実感としてあります。札幌や稚内では事業主、それから関係団体に対して、自治会や商店街への事業系ごみの手引きを作成して配付をしたり、啓発用のポスターを作成したり、またはパンフレットなどを配布して、実施に向けて取り組んでいるというようなお話を聞いてございます。この辺についても、ご見解をお伺いしたいと思います。

それと、これは教育長にお尋ねいたしますが、余裕教室、それと廃校施設の利活用なんですけれども、概ね理解することができました。そこで、この管理体制について現職員での管理や、民間による管理がなされているかと思いますが、この現状について教職員の管理に対する負担が、このことによって大きくなっていないか。負担が増えていないかということですね。それから、児童生徒へは、こういったことで、しっかり目が行き届いているんでしょうか、というようなことなどその体制に関して、どのような責任の範囲で行なわれているのか、お伺いしたいと思います。

また、放課後や休日に市民団体やスポーツ少年団などへの施設の貸し出しなどを行っていると伺っております。施設の管理の制約など過度な利用条件を先生達に強いていないか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

また、廃校施設については、統合による施設の閉鎖によって、地元の意見を伺いながら

利用に当たるとされておりますが、地元の意見も当然必要であります、市内のみならず、ネットなどによって広い視野に立った一般からの公募をとということも求められるような時代というふうに考えております。この辺について、どのようにお考えなのかお伺いします。

また、東栄小学校と東小学校の統合について、児童生徒の減少による統合の計画を進めているとお伺いしております。学区の変更等による意図的な誘導はなかったか、あるいは交流的な事業や、それから事業を通じてお互いに理解を深められる、そういったことも必要なんではないかというふうに考えます。地域の活力を維持するための施設の利活用について、十分に話し合いをされたのか、段階的に地域住民や自治会などへ周知をしたり、理解を求めていくべきではないかと考えますが、この辺に関して、総合的に計画性はあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

教職員住宅の有効利用についてです。教職員住宅の入居率の低さには正直驚いております。私は利用者のニーズに応えながら、どのように利用の促進に繋がるのかという議論を、今まで真剣にされてきたのかということをしきりに疑問に思うところでございます。真っ先に市民の財産を管理しているという認識を強く持つことが大切なんではないかと考えます。先に述べた環境の変化による低下ということも、一言でこれはなかなか片づけられないものではないのでしょうか。同じ教育施設であり、市の財産として比較するのであれば、私はアルテピアッツァの補修整備事業に予算を付けて、これも補修し利用の促進を図ろうとするものということで今回上がっておりま

すけども、一方では教職員住宅やその他の教育施設は老朽化をしたから解体撤去と、それも利用者がいないとの理由で、この市の財産を失うということは市民にとっても大きな損害を与えるということになるのではないかと考えます。

そこで、今まで利用されなくなる前に何らかの対策を講じてこられなかったのか、財産を有効に使うという考え方にたった教育の基本と考えますが、この辺の見解をお伺いしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員のご質問にお答えします。

初めに、厳しい経済状況が市に及ぼす影響についてでございますが、景気低迷とか人口減少などが長く続きますと、市税収入、それから地方交付税の減少が見込まれるほか、生活保護受給者の増加に伴う支出増、これらが考えられる状況でございます。こうしたことによりまして、財政健全化計画を進める本市といたしましては、これまでも増して厳しい行財政運営が求められるものと考えております。

次に、雇用の創出についてでございますが、本市の基幹産業である農業を核に、観光や商工業の結びつきを強め、地域産業の内発的な発展を図ると共に、公共事業の実施を通じ、安定した雇用の維持を図るほか、新たな地場産品アンテナショップなどを通じ、雇用の創出に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、新産業の創造や新製品の開発に取り組む企業に対しては、市内の横断的な連携を

図りながら、企業の求めに応じた総合的な支援となるよう、国や道とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ごみ処理手数料の負担の問題でございますけども、説明会に参加された方が少数だったということで、これらの方々からのご要望等に対しては、私どもこれから対応してまいりたいと。それから出席されなかった方々おりますので、そういう方々には平成21年度ごみ処理手数料の上半期分の納付書、これを送付しますので、これに合わせてこのことをお知らせする。それから、広報誌やホームページで周知させていただく。さらに、電話等の問い合わせにも対応してまいりたいと考えてございます。色々ありますけども、これにつきましても再度説明会を開きながら、趣旨徹底を図るよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、余裕教室・廃校施設の利活用についてであります。地域や学校の実情を踏まえ、開かれた学校づくりを進めるためには、学校、家庭、地域がさらに連携し、学校現場に地域の力を取り入れていく、こういうことが必要であると考えております。

このため、学校と地域が一体となって子供達を見守り、健やかに育てることができるよう、本年度は全市展開を目指しております学校支援地域本部事業、これに取り組んで参りたいと考えておりまして、この取り組みは地域や学校に着実に定着するよう、努力してま

いりたいと、このように考えてございます。

また、廃校の利活用につきましては、これまでの経過を踏まえまして、様々な観点から全庁的にその有効活用の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、東栄小学校についてであります、区域外通学については、平成9年文部省局長通達、通学区域制度の弾力的運用について、に基づき、保護者や児童生徒の事情にできるだけ配慮し、これまで対応を行ってきたところでございます。

また、統合につきましては、子供達のよりよい教育環境を考えると、一定数以上の同年代の子供たち、集団の中で育つということが望ましいとの考え方から、今後とも保護者の皆さんはもとより、地域の皆さんと共に十分な話し合いを行い、御理解をいただくよう取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

教職員住宅の有効活用についてであります、今後とも市民の財産、公有財産の有効活用という視点から、その利活用のあり方につきまして、幅広く検討を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

●議長内馬場克康君 5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員 一通り答弁いただきまして、ありがとうございます。

地域経済の部分については、これからまたいろんな場面で議論する場もあるかと思えますし、様々な状況の変化の中からいろいろと議論をして構築していけると思いますので、概ね理解することができました。

それと、事業系廃棄物なんですけども、これは、事業者に対して理解をいただき周知徹

底を図るために、主として市民にお願いする立場からして、私は520件程度の事業所には、せめて足を運んで、職員が足を運んででも、その手引やパンフレットなど配布する姿勢というものが必要なんじゃないかなと思います。これは、やはり行政が市民に対して汗をかいてお願いする姿勢ということが、やっぱり必要なんでないかなという観点から、そういうふうにする訳で、こういった見解をお伺いしたいと思います。それと今回の改定で、効果など、市民説明が今後必要と考えられますが、こういった検証も、やはり報告をしなければならぬというふうに思いますが、この辺についての考え方等をお伺いしたいと思います。10月の改定は他市町村と比べても比較的安い設定となっております。今後廃棄物処理場の満了に伴った新たな負担が求められることも、今後考えられると思いますので、その辺の考え方についてもお伺いしたいと思います。

それと、教育長にお伺いいたします。これは物を大事にするという心なんですけども、実は私の会社の建物は築50年とつくに過ぎております。非常にぼろぼろで、冬も寒いし夏も暑いというような状況でございます。しかしながら、会社の財産として社員一人ひとりが、こういったものを大事に扱うというような気持ちを持っているので、まだまだ使える、利用することができるというふうに考えております。我々民間と、行政のもったいないという考え方がちょっと温度差が見れるなということを感じるところでございます。

そこで最後に、御見解をお伺いいたしますが、廃校利用についてですけども、老朽化が

進んでいるわけですから、教職員住宅みたくそのまま放置することはしないで、また利用価値のあるうちに何らかの処分、対応をし、少しでも売却益、利用益を教育活動費に充てて、予算不足で対応ができなかった教育事業を充実させるべきだというふうに考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

また、教職員住宅についても、これ以上答弁が望めないかもしれませんが、教職員住宅が市民の財産としてあるのであれば、民間活力を利用した財産に付加価値を付けた住宅にするなど、検討を期待をするところでございますけれども、これについても御見解をいただきたいというふうに思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員の質問にお答えをいたします。

事業者への周知などについてであります、改定などにつきましては、再度広報誌及びホームページにてお知らせするほか、8月下旬から9月上旬ごろを目途に改めて説明会を開催し、事業者の皆さまに十分に理解が得られるよう、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

それから、市民の皆様には、ホームページなどによりまして、いろいろ事業効果をお知らせしてまいりたいと、このように考えてございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 高橋議員の御質問にお答えします。

廃校校舎の有効活用についてであります、廃校の利活用につきましては、地域の方々の意向もお聞きしながら、市の貴重な財産と言

う視点も十分踏まえて、さらにまた全国的な有効活用の事例、そういったものも十分踏まえながら、全庁的にその有効活用について検討してまいりたいと、このように考えてございます。

次に、教職員住宅の有効活用についてであります、今後とも民間活用も含めた様々な観点から、その活用のあり方について検討を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 発言の許可をいただきました。通告をしております3点の質問に入る前に、5月の末から6月にかけて、美唄の議会で初めて地域に入って、市民の皆さんの声を直接聞こうという取り組みをいたしました。私もその4班の構成の1班に所属をしました。地域6カ所を回ったわけでございます。御熱心な方がいらして、各会場においでになった方もいらっしゃいました。2カ所おいでになった方もいました。美唄の議会にとって新たな1歩が踏み出せたというふうに、今後の取り組みについてもぜひ注目をいただけるものだというふうにして実感として戻りました。市長に対する御要望もあれば、議会の活動についての厳しい指摘もございました。その中でやはり発言の機会は、全員が共有すべきだろうという声もございました。この議会には間に合わなかったようでもありますけれども、是非、発言は議員の命でございますし、この一般質問、多くの方が発言されるように市民の皆さんの御要望にも沿うことでもありますし、次の議会に期待をし

たいと思っております。次の議会では国政選挙も終わっているかもしれませんが、政権交代もあるかもしれない。あとわずかですが、そのことも含めて期待をし、また皆さん方にも御理解をいただきたいと、当選を重ねている馬齢を重ねている議員の立場で一言申し上げました。以下、質問に入りたいと思います。

最初に、人事行政について伺います。市職員の労働環境についてでございます。2006年、平成18年3月に美唄市定員適正化計画というのができました。ここでは平成17年の職員の現状というものを踏まえまして、22年まで、おおよそ医療職等を除きまして、100人の職員を減らそうと、こういう計画でございました。具体的にそのためにどうするかということも、事細かに書いてございます。今年の改選後持ちました所管事務調査でも、組織機構について学習をする機会がございましたが、ポストの増設というものも目につきましたが、増設と言っているのかですね。一方でグループ制の導入が顕著でございました。これは、定員適正化計画の中の組織機構の見直しの中に、組織のスクラップアンドビルドと合わせてグループ制の導入と、簡素で効率的な組織への見直しという項目がございまして、これに基づくものだろうというふうに考えてございます。これらの、適正化計画に示されましたこの適正化の手法、1、2、3、4、5、6、7、8、9とあるんですけども。これらがどのように実践をされて、そして、その結果として、どのように推進をされているのかですね。この辺のところの推進状況、お尋ねをしたいと思うんです。数値

目標がありましてね、これは病院等の医療職を除くということでございますが、平成17年度426人というこのベースを22年では392名にしようと、こういう計画でしたが、これはトータルとしますと34名でございます。しかし、手直しが1回ありまして、360というふうに、平成22年は手直しをされております。この辺の手直しも、これも状況を見てだと思えますけれども、この辺の推進管理の状況がどうなっているか、この辺についてお尋ねをしたいと思えます。

2つ目は、時間外労働の課題と職員の実態についてでございます。3月の定例会の一般質問で、私は言わば名ばかり管理職とか、それから、病院のお医者さんの医療紛争、労働環境の改善を求める紛争、司法の判断も出まして、また、基準監督署からの指導もこれありで、これらの今取り巻く労働環境と併せて美唄市の実態について、議論をいたしました。これは、次にあります職員の健康管理の問題とも関連するわけですがけれども、市長は色々答えづらい部分もあったのかもしれませんが。最終的には、この時間外労働の実態について把握をしたいというお話をされた。新年度は4月からスタートでありますから、この辺どういう状況を把握をされたか、お答えをいただきたいと思います。

労働環境の3点目ですが、福利厚生事業等メンタルヘルス対策の内容でございます。地公法の42条に市長は福利厚生計画を定めなさいという規定がございます。これはしなければならない規定であります。福利厚生会の補助金もゼロにしたと、一方で福利厚生に関わる自主的な実施主体、福利厚生会というの

は現存しておりまして、その中で事業計画というの盛られて、そこに市も参与として関わっているから福利厚生会の事業計画が福利厚生事業だというようなお話をされてる。私は違いますということを上申上げた。市長として義務があるんですよということ申し上げた。併せて、特にここ数年心の病というものに格闘している、苦悩している、そういう職員が増えている。その多くは職場の環境でありましょう。その起因する職場が一定箇所に集中しているという部分もございます。眠れない症状から始まります。最近も直接その職員と会う機会がございましたけれども、雇用の不安すら覚えている、こういう状況でございまして、この辺の心の病を含めた病気休暇・休職等の状況、ここ数年の経過でよろしいわけですがけれども、どうなってるか。併せて市長としてこれらの対策、いわゆる保険の部類に入りますけれども、疾病の予防やら、それから疾病後のケアの問題ですね。職場環境をどうするかっていう問題がある。職員が元気でないまちは、まちそのものが元気でないわけでありまして、そんな視点でどういう対策を講じておられるのかも含めてお答えをいただきたいと思います。

大綱の2点目は、財政運営についてでございます。この議会の冒頭、市長から市政報告がありました。黒字になりましたと、一般会計ですね。実質収支5,717万8,000円の黒字でございました。単年度の、単純収支と言いましょ、歳入歳出を引いたら7,400万円の黒字が出た。しかし、国の補正がらみで次年度に繰り越す一般財源というのが1,500万あったんで、実質的には5,

700万、そのうち半分を財調に積みますと、残りは留保財源としておきますという、一般会計の決算概要が示されました。病院も不良債務が、これは公立病院特例債の借り入れ、8億3,900万の借り入れという要素があるが、単年度で黒字幅が増えたと、1,770万になったと、800数十万がですね。こういう、言わば財政が好転したのではないと思われる決算概要が、市政報告にありました。市長はこの決算概要をご報告されて、率直にどう思われたか。これは実質的には、今年から7年間かけて美唄市の財政の健全化を図ろうと、その為に市民の皆さんに固定資産税の増税、軽自動車税の増税、それから勤労青少年ホーム等の施設の廃止、使用料等の増、一方で市の職員には40億数千万のうちの7割を占める29億円からの、いわば痛みを強要して、そして作り上げたものでございます。

さて、この多いか少ないかわかりませんが、当初の予定を大きく上回る財政の好転というふうに見た場合に、これらはいったいどのように今後なるんだろうかと、注目を集めているわけでございます。率直な受け止め方と併せまして、新しくできました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の中で、健全化比率というのが示されまして、その中の早期健全化団体に適用になる一番可能性のあるとした連結実質赤字比率、ここの分だけでも結構ですが、新聞報道では14%を切るというような報道がなされておりましたが、議会にはその見通しが示されておりました。最終的には財政分析をして、9月の決算議会、ここで市長が議会に対して報告をしなきゃならない義務がある。市民の皆さんにも公表す

る義務がありますが、少し早いですが、数字は簡単に出ると思います。この早期健全化団体に対象にならないということが明らかであります、この連結実質赤字比率がどのようになるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、決算概要は先ほど申し上げましたとおりですが、健全化計画比較等によります、どういう増減の要素があったかということでございます。一般的には私どもも地域に入る時に市民の皆さんにお話していたのは、暖冬による除排雪経費の縮減、かかんなかった、あまっちゃったと。それと、交付税が思ったより伸びたと。これで、好転するようでありますというお話をさせてもらいましたが、この5月末の出納整理を踏まえて、これらの比較、決算概要と健全化計画との比較で、主な増減要素はどうなってるのか、お示しをいただきたいと思います。

財政運営の最後でございますが、先程決算概要で申し上げましたように、一般会計は実質収支で5,700万円黒になりました。で、半分は積むと、これは、剰余金の処分ということで示されましたが、この留保財源含めてこれらはどのように今後使われるのか、その使途見通しを示してください。

それから、土地開発公社の経営について伺いたいと思います。土地開発公社の経営に関しましては、この2回定例会の冒頭の本会議で、経営状況報告というのございました。これは自治法で義務づけられている中身でございますけれども、単に報告でございまして、これにつきましては良し悪しの判断をする議会の権限を与えられておりません。報告をお

聞きをするという内容でございました。市長は、土地開発公社の経営に直接かわりません。理事長であります、経営責任は。しかし一方、市長は土地開発公社の経営に関しまして、具体的に総合的な経営指導ができる立場であります。監督権、業務命令権、立入検査権、報告を求める権限、これが公用地拡大推進法で謳われているわけでありまして、併せて、公有財産に関しては非常に強い権限を持っています。そういった立場に市長がおありだと、こういうことでお尋ねをしたいわけですが、土地開発公社に関しましては、私ども議会がその経営内容に立ち入るという仕組みにはなっていません。そこで、くどくどと市長の権限ということお話し申し上げて、お考えをお尋ねするわけでございますけれども、現在、土地開発公社は、第三セクターと合わせましていわば潜在赤字、見えない赤字の巣であると言われております。最近になりまして、この新しい財政の健全化法ができて、将来負担比率の中に土地開発公社に関わる債務等に関する一般会計の負担見込みという欄がございまして、将来負担額の中で初めて土地開発公社の額が示されました。19年度末で6億9,800万円という額でございまして、これらが市民の皆さんにも目に触れる額でございまして、市長はこの経営上の課題、これをどのように押さえておられて、これらの解決に向けて、どう取り組んでこられたか、この辺についてまずお尋ねをしたいと思います。

次に、土地開発公社の経営の健全に関する計画書というのが平成20年の7月に作成されました。お願いをして、私的に資料をいただきました。この経営健全化の期間は、昨

年から平成29年までの10カ年で、基本方針が定められ、公有地の整理処分等、具体的な健全化に向けた取り組みの内容が記載をされてございます。これらの経営の健全に関する計画というものを分かり易くひとつ対策のポイントを、解説をしていただきたいというふうに思います。

3つ目は、土地開発公社は昭和47年、1972年に設立をされました。田中角栄さんのときでございまして、地価が暴騰して、公共用の用地を民間デベロッパー等、言わば開発目的で取得をして、まちづくりの計画がおかしくならないように、そういうことで、作られた特別法でございまして、それらによりまして、先行取得というものがしやすくなった。議会の縛りや市民等のチェックがなくなりまして、非常に土地の取得がしやすくなったという利点もございました。しかし一方、この事が冒頭申し上げた美唄市の確立、借金を増やしていったと、巢になっていったということがございます。美唄市の赤字を、隠れるクッション団体の役割も果たしたと、私はそのように思っています。これらの、当初できた土地開発公社の設置の目的、これらを改めて整理をしていただきたいことと併せまして、今現在この土地開発公社が必要なんだろうかと。実態は市で本来処理すべき土地を、公社が背負い込まされて、合わせて宅地等の造成のために取得した土地も売れずにそのままになっている。残っているのは何かと言いますと、高い金利、これは金利は随分下がっておりますが、その中でもレートを見ますと最大2.7からの金利を払っています。これらの金利が年間1,700万からの負担

が出ている。こう言った金利が毎年負担増になり、そして、簿価と実勢価格の差が乖離が多くなっているという状況でございまして、それらを細々と維持していくと、塩漬け土地等の維持のためにあるのではないかと思われるぐらい公社の役割というものが変遷をしています。これらの状況を見て、現時点で、この土地開発公社の必要性というのをどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、最後の項目になりますが、農業行政についてであります。私は、農業行政を取り上げることは余りありません。農業は農業の専門家がいらっしゃるという立場で触れることが少なかったわけですが、国営農地再編整備事業、これにつきまして絞ってお尋ねをしたいと思います。

このことについては、先程同僚議員からも3回、4回にわたる御質問がございました。私は項目が同じでございしますが、視点が異なる部分がございますので、重複する部分があるかとお思いますけれども、御容赦をいただいて、お聞きをいただきたいと思います。国営の農地再編整備事業に関しましては、すでに調査検討が実施をされまして、事業が平成30年までに終わるような計画が立てられていると承知をしております。実際に工事に着手するのは少し先になるのかもしれませんが、これらの事業が行われ、先程もありましたように、言わば500億の総事業というふうに言われております。これはこの3月の定例会の予算委員会でも私は質問をさせていただきました。美唄の将来、農業の将来にとって極めて重要なこのほ場整備事業で

ある。農地の再編事業だという御認識でありました。恐らくそうなのでありましょう。是非成功していただきたい、こう思うわけがあります。500億の事業というのは、過去のこれは手がけた事業でもこのような大きな事業はございませんでした。少しく下水道事業等もございましたけれども、これらもそこまで及びません。土地区画整理事業もおおむね100億、箱もの事業でいきますと、東地区にありますゆたかニュータウンの建設事業、この関連事業含めてもこれも80億であります。500億の事業というのは想像もつかないわけでありまして、3,000ヘクタールの整備がなされるということでございます。これらの受益農家、参加対象戸数というのが350戸ということも言われました。そこで、先ず事業の実施スケジュールを改めてお尋ねをしたいと思います。現在まで調査が進められ、そして事業が実施をされる。6、7年かかるんでしょうか。そして、事業が終わった後、今度は据え置き何年か、14、5年間にわたる償還が始まるわけでありまして。これらの事業の実施スケジュールをお示しく下さい。

2つ目には、受益農家ですね。これは何地区でしょうか、3地区あるんでしょうか。これらの受益農家の事業参加の状況でございます。農家の規模もそれぞれございまして、逐年農家戸数も減少し、さらに高齢化が進んでいます。担い手対策も努力をされ、農家の皆さん方、一生懸命頑張っておられる状況もあるが、すばらしい事業であっても参加できないという方がいらっしゃるというふうに聞いています。この参加をされない方々というの

は、どの程度おいでになるのか、それと参加されない理由ですね。どういう理由なのか。ここもどのように把握をされているか、お示しをいただきたい。

次に、事業費の地元の負担割合であります。総事業費の93%が国と道と、国の事業でありますから、国が見るのは当たり前なんでしょう。しかし、地元負担というのがある。これは7%ということでした。先ほどの御答弁では。これらの国が示してるのは4%のガイドラインが美唄市の市民、納税者市民、というガイドラインが一応ある。残りの3%が受益者である農民。これらの負担割合に関して、さて、早く決めるべきだという御指摘がございました、私もそのとおりだと思います。そのことによって不参加の方も参加するといつかもしれない。これらを明確にしないまま自主的に事業が進むような実態になってしまえば、極めて不幸であります。これはどなたが、どういう立場で、どんな権限で、この負担割合を決めるのかというのを、私はいろいろお聞きしたがわからない。わからないが、これ私は地元の負担割合が現時点でどうなのかなということを聞こうと思っていたが、先ほどの質問でまだ先だと、8月の末だということでした。8月中って言ったかな。これ、議会との協議ということもお話がございました。法令上は、議会との協議というのはいないですね。どこ見てもないです。議会との協議、それからたとえば国との合意形成というお話もされました。これどういったプロセスを踏んで、この地元負担、ガイドラインの4%を、さて4.5にするのか、3.8にするのか、透明性がなきゃいけ

ないと思うんですけれども、具体的にどのように、この地元の負担割合を決定していくのか、少しく見えるように、協議というのは議会との協議と言うんだから議会全体なんでしょう。議長と協議が議会との協議でもないだろうし、この辺どのように考えておられるのか。ちょっと、突っ込んだ話になりますけど、私どもが目に見えるようにひとつ決めていただきたい。早く方針を示して合意形成を図るという立場からも、ぜひその辺の考えをお示しくください。

それから、この項目の４点目ですけれども、私は先ほど申し上げましたが、国営なんだから、土地改良法で定められた地元の負担っていうのはあるのかもしれないが、法律上は何も法律の明文化されてるものがない。見たけど、ない。どこかで誰かが文書を出すんでしょう。それは通達なのか、通達行政というのは終わっている。地方分権一括法というのができまして、２０００年にできて、こういうものがない。国の仕事であれば国が責任を持って進めてやればいい。これが国と地方との関係の基本であります。しかし、そうになってない。過去もそうであります。今年も予算の中で突如として灌漑工の事業費の負担、１３億円の予算が計上された。これは、農業用の灌漑用水でしょう。芦別か赤平かあそこを起点にしましてずうっと美唄を通じて、北海中央幹線と言うんでしょうか。その事業１３億円を払えと、ツケが来たと。これは誰が払う。美唄市の一般財源で払う、払えない。それで過疎債を導入すると。まだ付いたか付かないかわからんでしょうけども、内訳がない。こんなばかな話があるかって、私は予算委員会で申

し上げました。いつその事業が決定をされ、いつ事業費が決められ、これはそこにどう参与していったんだと、支払う側が負担を強いられる側が、どうかかわったんだということを申し上げましたら、それは定かじゃないと。言わば大阪府の橋本知事が言っておられる。

私はあの人あまり評価しませんが、この部分は評価をしたいと思います。いい言葉かどうかわかりませんがね、ぼったくりバーの請求みたいなもんだという話をされました。その発言を契機に全国の知事、北海道の知事も腰を上げた。指定都市、これら明細のないもの払えないって言ってきたじゃないですか。こういったこともありまして、これらの受益者農民の負担もそうでありますし、市民の負担もそうあります。これらがどうやって決められるのか、これらのかかわりですね。平成１９年に出来ましたまちづくり基本条例には、市政運営の主体は市民であると書いております。そして、私ども議会や、それから首長、市長の役割も書いています。私は、市政にかかわる４つの運営主体と申し上げています。市長、職員、そして市民、議会、これらの果たす役割はいったい何なんでしょうか。受益農民の、受益を受ける農民の皆さんの言わば責任と権限というんでしょうか。役割というんでしょうか。これらをどのように整理をされていますか。どう考えても、法律を見てもわからない。しかし、先ほどの灌漑溝の負担金のように後で付けが来る。これだけは間違いのないようであります。せつかくすばらしい事業をやるのであれば、これらを理解をした上で進められるべきだと言う気がするんですけどね。この辺教えてください。

それから、この再編整備事業の最後でございしますが、先程言いましたけれども、予定では平成30年に事業が終了すると。工事請負の業者の皆さんにはめでたく支払いがなされる。そして翌年から付け払いが始まる。3年間の据え置き、これは利子だけなんでしょう。元本は12年にわたって払うと。通算15年であります。この事業が終了する時点、平成30年でありますけれども、予定ですね、伸びるかもしれません。これらの時点で、美唄の農業はどうなってるのでしょうか。私は、農業委員会の事務の皆さん方にもお話をする機会がございましたけれども、なかなかその姿をきちっと見定めるといことは難しいと。農業の所管であります農政もそのようなことでございます。しかし一方、既に第何期になりますか、美唄市のまちづくり計画の検討が始まりまして、平成23年、2011年から恐らく10カ年になるんでしょう。新たなまちづくりの計画をつくらなきゃいけない。その時に将来の農業の産出額は幾らか、農家戸数がどのようになっているか、1戸当たりの耕地面積がどのようになっているか、農家所得はどうなっているか、負債がどうなっているか、従事している方の年齢がどうなっているか、減反がどのように進むのか、これ、わからないことだらけだが、美唄のまちづくりの計画の中にそのことがあって初めてまちづくり計画が作られるというふうになりますと、美唄市としてその姿を想像してなきゃならんわけであります。ここのところ、美唄市の農業の姿をどのように押さえておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、人事行政について、市職員の労働環境についてであります。定員適正化計画については、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画期間で、自立推進計画の進捗状況などに合わせ毎年度見直しをしておりますが、平成21年4月における病院医療職を除く職員数は、計画370人に対して実績では372人であり、計画と比較し2名超過となっております。これまで中学校の配置見直しや、幼稚園の定員見直しなど、人口減に伴う整理統合、勤労青少年ホームの廃止のほか、総合体育館や市民会館などの指定管理者の導入など、公共施設の効率的運営、組織機構の見直し及び職員の適正配置に取り組んできたところであります。また、組織機構の見直しのうちグループ制導入については、事務配分の合理化及び業務の調整を行うと共に、体制の強化を図ることにより事務事業の柔軟かつ迅速な処理に資することを目的とし、体制等については事務分掌を課単位にすること、グループ編成及びグループ員の配置は課長の権限で行うこととしております。

次に、時間外労働につきましては、これまで業務が増加傾向にある部署などにつきましては、職員の採用を始め、配置増など職員の適正配置に努めてきているところであります。時間外勤務の縮減を図るため、勤務の実態については各所属長が業務の進捗状況を常に把握し、改善が必要な場合については業務の一層の効率化を図ると共に、課内、部内の応援体制の強化や、事務配分の見直しを行うことなどが重要と考えており、これらのことにつ

いて全庁的に周知徹底してまいりたいと考えております。

また、時間外労働をめぐる今日的な課題についてであります。時間外手当の不払いに関する話題が数多く報道されており、労働者を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあるものと承知しております。このため、私としましては使用者には職員の健康・安全に配慮する義務があり、その責務を十分に認識し、適切な対策を講じる必要があるものと考えております。

次に、福利厚生事業のうち保健事業につきましては、平成17年度からメンタルヘルスアドバイザー業務委託契約を締結し、メンタルヘルス対策の充実を図ってきたほか、定期健康診断については平成20年度から特定健康診査の導入に伴い、年齢を問わず、すべての職員に対して検査項目を増やし、例年希望者が多い人間ドックについては、平成20年度実績の114人に対し今年度は31人追加し、145人を予定しているところであります。

また、今年度は職員研修として保健指導研修を実施することとしており、今後保健事業のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、病気欠勤、病気休職の疾病別状況につきましては、平成15年度では病気欠勤については、内科系が9人、外科系が27人、精神疾患系が4人、合計40人となっており、また病気休職については、内科系が1人、外科系が2人、精神疾患系が2人、合計5人となっております。一方、平成20年度では病気欠勤については、内科系9人、外科系が17人、精神疾患系が4人、合計30人となっ

ており、病気休職については精神疾患系で4人となっております。

次に、財政運営等については、08平成20年度各会計決算概要についてであります。平成20年度の一般会計は、繰り越し一般財源を除く実質収支ベースで約5,700万円の黒字決算となる見込みであります。財政健全化計画においては、1億2,800万円の赤字が残るものとして推計しておりましたが、結果として黒字決算となったことは計画初年度という重要な年でもあり、私としては安堵しているところであります。特に平成20年度は特別交付税の増額のほか、少雪や石油価格が需要期に下がったことなど、好要素が重なったものと受けとめております。いずれにいたしましても、地域の活性化を図りつつ、財政健全化計画を着実に推進し、早期に計画を達成するよう努力することは必要であると考えております。

健全化判断比率につきましては、今後分析算定することとなりますが、連結実質赤字比率では財政健全化計画15.53%に対し、12.83%になるものと見込んでおります。決算概要と財政健全化計画の主な増減要素としては、特別交付税の増要素や道路維持費など維持修繕費、人件費、繰出金などの減要素などがありますが、詳細については今後の決算統計における分析作業後、財政健全化計画の財政推計の見直しの中で明らかにしてまいります。

歳計剰余金の処分につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、その2分の1を下らない金額の2,900万円を財政調整基金に積み立て、残額については今後の補正予

算財源などとして留保する予定であります。

次に、土地開発公社の経営についてありますが、長引く景気低迷による土地購入意欲の低下や市の財政状況の悪化に伴い、先行取得用地の買い戻しが進まないことなどから、つつじ団地などの公社分譲地や先行商業地など約39万平方メートルの土地が長期保有となっており、これらにかかわる長期借入金の元金償還や、支払利息等により公社の経営は非常に厳しい状況となっております。

市としましては、これまで無利子貸し付けなどにより公社運営を支援してきたほか、簿価との差異基金補てんや長期借入金の支払利息の軽減を図る為の財政措置を講じ、公社経営の改善に努めてきたところであります。

また、昨年7月には公社の抜本的な経営改善を図るため、平成20年から29年までの10年間を計画期間とする、土地開発公社経営健全化計画を策定したところであります。計画の主な内容としましては、無利子貸付の継続実施、事業見通しのない先行取得用地の民間への売却、平成19年度の簿価見直しにより生じた特別損失の計画的補てんなどとなっており、計画の着実な推進を図るため、昨年9月庁内部課長で構成する美唄市土地開発公社経営健全化対策委員会を設置したところであります。

次に、土地開発公社の設置目的と必要性の認識についてありますが、土地開発公社は、昭和47に策定された公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された特別法人であり、公共事業用地の先行取得が主な目的とされておりますが、現在は本市の社会資本整備も進み、公共施設も充実してきていることか

ら、新たな用地の取得については行っていないところであります。公社の保有地につきましては、公社経営健全化対策委員会において現在民間への売却、または有効な利活用を検討しているところでありますが、私といたしましても、早期売却などに向け全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、農業行政について、国営農地再編整備事業についてありますが、事務事業のスケジュールにつきましては、平成18年度から平成19年度まで地域整備方向検討調査を行い、平成20年度から平成22年度までの3年間は、事業実施に向けた地区調査を実施しているところでございます。また、工事期間は平成23年度から平成30年度、平成31年度から負担金の償還を予定しております。

次に、受益農家の事業参加の状況と不参加者の理由につきましては、平成19年度に実施した受益農家意向調査結果によりますと、各地区の事業参加率は、茶志内地区が78%、開発地区が100%、上美唄地区が100%、上美唄東地区が79%、西美唄地区が95%となっており、事業不参加者の主な理由としましては、経済的に参加できないや、高齢で参加できないなどとなっております。

次に、事業費の地元負担割合につきましては、先般、国に地元負担軽減策などについて要望したところであり、現在札幌開発建設部と協議を進めており、その協議経過や市の財政状況を踏まえ、市の負担割合を検討してまいります。

次に、事業にかかわる受益農民、市民、市長、議会の果たす役割についてありますが、

受益農民は圃場整備を実施することにより農業生産性の向上や良食味米の生産などが図られ、食料自給率の向上につながる大きな役割を担っており、市長は財政状況を踏まえ、美唄市農業の発展を推進していく上で受益者が事業に参加しやすい環境を作っていくことにあります。

また、議会の果たす役割につきましては、議決機関として市の政策の意思決定を行うことであり、市民の果たす役割につきましては、まちづくりを進める観点から、この事業に対する意見や提案などをいただくことと考えております。

次に、事業終了時の美唄市農業の姿につきましては、今日農業を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあります。本事業による広範囲な地域の一体的な生産基盤整備を通じて、効率的かつ安定的な営農が図られる生産性の高い地域農業の展開が可能となるものと考えております。

●議長内馬場克康君 質疑中でございますが、紫藤議員の再質問は午後からといたしたいと思っております。

午後 1 時 1 0 分まで休憩いたします。

---

正午 1 2 時 6 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

---

●議長内馬場克康夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

一般質問を続けます。13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 一通りご答弁いただきましたけど、私は具体的に、分かり易く、

自分の言葉で発言をしたつもりですが、御答弁、私の趣旨を捕まえてないものが多いですよ。本来ですと、その会議録を精査していただいて、もう一度答えてくださいと、我々回数ですから、そう言いたいところですよ。ただ、あと2回目だからそう言うとも時間もかかりますんで、答弁する姿勢として、私は、例えば、今日は3人目ですが、1人目、2人目で重複するような話があれば、重複を避けて、そして視点を変えて、趣旨から外れないように発言をしたつもりですから、同じように、同じことを、前に言った方と同じことをと言うのは、これはね、非常に私は、これからね、議会が議会の場で真摯に議員も執行側も対応するという、私はそういう姿勢に欠けるんじゃないかという気がします。率直に聞いていてそう思いました。台本を読んでいるわけじゃないんですから。というその思いを胸に秘めて再質問しますけども。

人事行政に関して、私はこの適正化計画にあります具体的な手法を、どこをどのように対応したことによって、この言わば計画が推進をされてきたのかということをお尋ねしたわけです。それと、特にこのグループ制に関しまして、率直に言ってグループ制が機能しているんだろうかと、導入したときのその意図するものですね、これが活かされて、業務に反映されているんだろうかという、そういうことを検証したかったんです。そういう検証なさった上で、この4月から新たに拡大をしたのかと、こういうこと聞いたら、それに答えてないでしょう。答えてください。検証をすべきでなく、検証した上で、この先行実施を検証した上で、拡大をしたと。どんな検

証したんですかと、このグループ制というのは単に人減らしだけじゃないはずですよ。どうも私は、このグループ制というのわからない。そこで、仕組みは何ですかということもお尋ねしたわけですけど、もう一度答えていただけますか。

それと、これ最終的にこの到達するのがどうなるのかですね。グループ制というのは、どこが、どういう種の職場が該当して、そして該当しないのはどういうわけなんだと。実施計画みたいのがなきゃだめじゃないかと思うんですよ、グループ制にかかわる実施計画。そして、目指す到達点はこういうことですよ。実際先行導入していると、この検証の1つとしてアンケート調査やってくれませんか。現場の人が毎日市民の皆さんに対応して、第一線で働いている皆さん方が、このグループ制というものをどう評価して、どんな課題があるのか、どう改善すればいいのか。人を減らされて辛いという思いあると思いますよ。しかし一方で、新設ポストが出て、これは政策的な要素もあるからやむを得ないんだけど、青テーブル増えている実態があるわけですね、三角形じゃなくて、逆三角形の組織体制になってきてる。年齢構成もそうですけどね。こういうことも含めて、ぜひ実際日々業務を手がけている人の声を、反映をしていただきたいというふうに思うんですけどね。お答えいただけますか。

時間外労働の問題ですね、課題の認識もお答えありました。これ実態はどうなっているんですかと言ったら、それに答えてないでしょう、この答弁。よくわからない答弁でしたよ。3月の予算議会のことを思い出してくだ

さい。私は、労働組合の職員アンケートを例に出しましてね、言わば時間外労働の実態というのが実際請求されて支給をされている実態、状況と比較しまして乖離してると。時間外労働というのは、これは法律で定められた賃金です。サービス残業だとか踊ってますが、この事を支払わないというのは、これは未払い賃金です。法律違反です。実態が乖離してるんだから、使用者が自ら実態を調べてくださいというお話をした。いろいろしたけど、最終的に実態把握すると言ったんじゃないですか。先ほども答弁では把握したんだか何だかわからない。同じこと聞くんですよ。実態をお調べになったんですか。答えてないです。

それから3点目、特にメンタルヘルスで心の病と言いましょ。療養されている方がいらっしゃいます。これから将来ある若い方で専門のお医者さんの本を読んだり、直接本人と会ってお話を聞いたり、きちっとした治療と、それから職場環境、家庭環境、こういうものがあれば完全に回復すると、断言してもいいと、こういうお話も聞きました。最も当局として対応しなきゃならんことは、かかわる職場の周りの職場環境というものを、きちっと保障してあげることだと思います。1人区としてとらまえて、その当該病気になっている方をとらえますとね、職場に対する周りの仲間の業務の負担が増えると。これに対する心労がその当人にも家族にもこれが病気に悪影響を及ぼす。まず、しっかりと療養をしてという期間、そこには、定数上の会員として見て、配置をするということがまず当局のやりうる務めだと、私はこう思うんですよ。将来のある若者でありますし、私の

推測するには、そこの現場で一生懸命仕事をして、一生懸命悩んで、そのことが起因をしてと思われる方もいらっしゃる。非常にそのまじめにものをとられる人が多い。こういう方々のヘルスですね、健康ですよ、これを回復させるために是非これ市長、指示をしていただきたいと思います、現場任せじゃなくて。現場の管理監督者の役割というのが、最も身近で大事なのかもしれませんけれども、その範囲で業務量があり、人の配置がされる場合、これはもうその限界しかないわけでありまして、再度、職場の状況、これは各行政委員会ですね、教育委員会も含めて、状況を市長なりに把握をされてください。把握をしていただきたいと思います。そして、人員の配置面、これを考慮すべきだというふうに考えますけれども、お答えをいただきたいと思います。

財政運営に関しましては、これは、剰余金ですね、歳計剰余金。残りどうするんだということ言いましたら、補正の財源に使いたいということでございました。私は、財政健全化計画の進行管理のときにも申し上げましたけれども、やはり言葉はきついかもかもしれませんが、この健全化計画がどのようにこれから進んでいくのか、計画どおりいくのか、計画の大幅な見直しが必要なのか、これらに関しては当然執行権者としての責任と権限がある。しかし、これは当初スタートの時に市民の皆さんの御負担を含めて、市民の皆さんとの合意形成を図りながら、計画をつくり上げてきたという経過がある。私ども地域に入りますと、決まったことをただ報告がされたんだよ、という認識を持っている方がいらっしゃるが、

私はそうは思っていない。素案の段階でお示しをして、ご意見等も伺って、そして成案化した。議会もそういう手順を踏んで、議会の中の意見もその最終的な成案の中に組み入れていただいたという経過がある。地域で皆さんが作り上げた計画だということになれば、その今後の計画の変更なり、その際も市民統制が必要でしょうということを申し上げた。その仕組みが必要でしょうということを申し上げた。私は市民グループ、言わば知見を有する皆さん方の組織を作って、そこでこの進行管理についてご相談をする。こういうものを作り上げるべきでないですかということをお願いしてきました。市長は研究とか検討という表現だったか忘れちゃったけど、そういう御答弁もあったわけですが。このことについてはどのように感じておられるか、そうしていただきたいと思います。額面で見ますと7, 500万円黒になったんだと、いやいやと、いや違うよ、それは2, 500万繰り越しだから5, 000万、5, 000万ちょっとです。じゃあ、それどうなんだろう。いやいや、弱者対策で私ども申し上げたが、これらに振り向けて、ひとつ当初計画したやつをまた元に戻そうというふうに財源で使われるんだろうとかですね。ご心配なさってる人がいます。こういう部分に、言わば計画の変更等が伴う、こういう場合に、やはり市民統制の必要があるのではなかろうかと、こういうことでございます。御答弁いただきたいと思います。

土地開発公社の問題でございますが、これは、新たな庁内における職員、一所懸命かわる職員の、その組織づくりをして、そして、

現場の不良資産等を見て、具体的にどこにどういうものがあるんだろう、そういうことから始められて、そしてそれをどのように解消していくのかと。早い話、買っていただくような努力をどうするのかということに、緒をついたばかりでございます。私は従来のやり方から見ますと、非常に評価をしています。頑張っておられると思ってます。ここをサポートする意味でも、市民の皆さんにもこういう状況知っていただくことが大事だと思います。これ私どもが昨年基本問題調査特別委員会の中で、公社3セクへの、どういう状況になってるかという資料、これは自治組織代表者会議等の資料でも出されたようでありますけれども、ここに債務保証の説明がありまして、損失補償も合わせて出ておりますが、土地開発公社については、平成19年度末で18億6,248万3,000円債務保証があります。借りに対して市が裏保証をしてるやつがこれだけありますという書類が出ております。これはこれで状況がわかるんでしょう。しかし、公社の経営状況をこれでわかれといっても無理があります。土地の所有は、全所有は幾らで、そして、その所有の面積は幾らで、簿価は幾らで、実勢価格は幾らで、そのうち売れる段取りができてるのは幾らで、売れる段取りも何もできてないで野ざらしになってるのは幾らで、年間どれだけの金利負担をして、ほっておけば将来こうなりますということを示すのが、わかりやすい経営状況のお知らせなんです。これをしていただきたいと思いますよ。私共も正直言いまして、この本会議初日にいただいた土地開発公社の経営状況、これの数字だけ見ても、私だけかも

しれません、理解がなかなか難しい。是非、見る側の言わば企業会計やら、それから公社のルールやらですね、そういうものがわからない人でも理解できるように、ひとつ工夫をして、私どもと共に示していただだけませんか。この事は、まず、この健全化に向けたスタートだと私は思うんですけど。

それと、先程評価をいたしました土地開発公社の経営健全化計画ですけれども、これは今の処分可能な土地の処分をどのようにしていくかという年次計画が出されております。それから、言わば時価と簿価の差が新たに出たと、不動産鑑定士使ってますね、その4億数千万の、その特別損失を一般会計でどのように払っていくのかということも一覧で出ております。先程も1回目の質問で申し上げましたが、土地開発公社の設置目的と実際今やってる中身というのが大きく乖離をして、法律そのものが、まさに死文化してるという状況になってる。これは認識は異にしないと思うんです、一致すると思うんですけれども。公社そのものの、言わば精算、廃止というものを視野に入れて、計画をつくるべきだと思うんです。使い勝手のいいものというのは、使い勝手もいいなりのリスクがあるわけでありまして、美唄の現状を考えた時にそういうことが必要だと思います。この辺ですね。一般的な御質問ですけど御答弁をいただきたい。

それと、市長はこの土地開発公社の専務理事をなさっていましたね。言わば内部の運営の実質的な責任ある立場におられましたね。専従の職員として。恐らく公社の経営状況というのは非常に明るいと思うんですよ。私は、

夕張の問題があったとき、隠れている借金から表に出る借金から入れて、夕張と比較して美唄はどういう状況なんだろうかということでお尋ねしたことを記憶しているんです。その時に、土地開発公社に関しましては、短期の借入れと長期の借入れを出されました。言わば先ほど土地開発公社の経営状況の中で債務保証の額ということをして市民の皆さんにお示ししていますけれども、一言で言えば難しいかもしれませんけれども。土地開発公社がなくなるとしたら、美唄市民はどれだけの債務を背負い込むんだろう。毎年そういう1つの数字の確認作業が必要じゃないかという気がするんですけどね。市長は、そういう実務の経験も含めておありなんで、一言で言うのは大変なのかもしれないけども、ちょっと数字上、公社の経営状況を一言で説明するとすれば、ここで言う債務保証額ということが一番適切とお考えなのか、その辺、ちょっとお答えいただければというふうに思うんですが。

農業行政について伺います。受益農家の事業参加でございますけれども、先程茶志内で78%、開発で100、上美唄100、上美唄東79、もうひとつ西美唄95ということでした。これ戸数にすると何戸になるのでしょうか。で、この前提として、平成19年の言わばどこが取り組んだかわかりませんが、ニーズ調査というんでしょうか、に基づいてということでございます。これ日々刻々状況が変わるわけでございますが、これは現状もそうだという認識でいいのかですね。これが、このとおりだとすると、例えば、構造上の問題として、ほ場整備の問題として、ほ場そのものがほ場面積が減って、仮

に共通の、よくわかりませんが排水路とか通常の道路とか、そういうものの共益的な役割の整備が増えていくのかですね。そのことによって農家負担なり地元負担なり、事業費等がどうなるのかですね。影響が出てくるんじゃないかと素人なりに心配をするわけですが、この辺はどのように押さえておられるのか。先ほど同僚議員からもありましたように、本来ですと23年から事業にかかるというものであれば、既に負担割合も明確になり、スタートをしうる、スタートラインに立つ状況でなければならないんじゃないかという気がするんですけどね。仮にガイドラインであります、その4%がこれは北竜だったですかね、北竜が4って大きく新聞に出てたかな。農家戸数が半分になるから、今から手打たにやいかんというようなこと書いてましたよ。これが4。仮に2とか3とか、3.8とか5とか、こうなった場合に、受益者負担が増えたり減ったりするわけでしょう。それによっていわば参加する人、参加しない人というのは変わる可能性はないんでしょうか。だから私は物の出発として、物の手順として、美唄市としてはこれだけの負担を考えるから、是非ひとつ参加してほしいと言うんなら、参加してほしいと言わなきゃならない。それをどうなるかわからん、あっちと相談してる、こっちと相談してる、こういうことで決断できるんでしょうかね。悩んでない人が、あとははっきりとだめで、悩んでない人がいないって言うんなら別ですよ。ひとつ、非農家の議員にもわかるようにご答弁いただけませんか。それと、国と協議してるって何を協議してるんですか。議会と協議って言いましたけど、ど

んな場で何を協議するんですか。その時期と  
いうのはいつになるか、終わってから協議に  
なるんでしょうか。ここもはっきりさせてく  
ださい。

私は、この市政にかかわる4つの市政運営  
の主体の話をしました。これは、私の言葉で  
なくて、北海学園大学の神原勝先生が、議会  
で呼びして議会の基本条例、もしくはまち  
づくり基本条例の議会条項をどうするかと言  
った時に、その講演の中であった言葉ですけ  
れども、このまちづくり基本条例なり、美唄  
のまちづくり憲法にあたって、市政運営の言  
わば主権者たる市民とのかかわりなんですけ  
れども、それぞれの3者、4者が相まってそ  
れぞれの役割を果たして、連携をしてまちづ  
くりを進めるもんだってというお話を、私は強  
く記憶しております。先程申し上げました受  
益農民、市民、市長、議会の果たす役割とい  
うことですが、いつどういうタイミングで、  
どんな材料が提供されて、そして、私どもが  
協議に預かるのかと言うことなんです。この  
事で、推進される皆さん方からの御発言は何  
度かあったという記憶をしておりますけれど  
も、市長がこうしたいという事で、今まで何  
かあったというふうに私は記憶はしていません。  
初めての取り組みをなされるんでしょう。  
議会との協議というのはですね。どういうこ  
とをイメージすればいいのか、教えてください。

仮に500億、先ほど経済の波及効果の話  
がございました。私思い出するのが前市長の  
ときにお風呂作る時ですね。ゆ〜りん館作る  
時にどういった波及効果があるんだろうかとい  
うことで、試算をすべきじゃないですかとお

話しました。初期投資と、それからいわば設  
備投資、投資的事業と、それからでき上った  
後の言わば雇用とか、地場の農産物をどう  
使うとかですね、そういうふうに分けて美唄  
市に直接入るもの、それから、言わば地域全  
体に影響が出てくるもの、こういったような  
ことで、質問をしましてデータをいただいた  
ことがあります。それを先ほど思い出したわ  
けでございます。

先程は、1次波及、2次波及という効果と  
いうことで出されておりましたけれども、こ  
の地元の波及効果というのは、この建設工事  
ですね、農業土木工事と、これに付随するも  
のだと思うんであります。一方、この500  
億がさらに何倍かになると、これプラス市民  
の負担が仮に非農家の視点で見れば、500  
億ということになると、4%で何ぼになるん  
ですか。20億になるんでしょうかね。これ  
が平成30年以降、30年で終らせるから3  
1年以降でしょうか。いつかどこかで請求書  
がくるのか、こういうことも明らかにしなき  
ゃいけませんね。ですから、先ほどの話と行  
ったり来たりしますけれども、それぞれの果  
たす役割というのは情報をしっかり共有をす  
るというものが必要でしょうし、そういった  
視点でも先ほどの波及効果とちょっと相反す  
るかもしれませんけれども、そういう具体的  
な数字も含めて、ご負担がこうなりますと、  
それが将来の美唄の財政計画、こんな影響が  
出ますということがまず必要でしょう。

それと、農業の姿というのが見えないです  
ね。でき上がったときの美唄の農業がどうな  
るのか。農業センサスやら、農協の調べやら  
農政課独自の調べやら、毎年の、いわば後追

いデータというのは、これはわかるんでしょうけれども、私は以前地元の農産物の消費、どれぐらいなんだろうかというお話をしたときに、データがないというお話でした。データがないのに地元の農産物を地元で消費しようという運動をしたって、どういう目標を立てていけばいいのかわからんじゃないですかっていうお話をしたことがあります。随分前です。それでようやく市の職員のアンケート調査を取った。7割が美唄のお米を食べているというようなデータが出たというふうに記憶しておりますけどね。これらの、その農業の動向というのは、独自で調べなきゃならない問題もあるわけでありまして。198%北海道で言えばその農産物のカロリーベースの自己消費率というんでしょうか、こういうものがあると。美唄はどうなんですかって言ったら、これはわからんと。北海道がわかるのに美唄がわからないということはないんだろうけど、これはわからない。じゃあこれ何とかそれをデータとして把握する方法はないんだろうかということも必要でしょう、部になったんだから必要だと思うんです。将来の例えば、農業の例えば専業農家、販売農家がどうなるんだろうか。これわからない。農業産出額になりますと、もう調べてないということだそうであります、これは国なんです。農林水産統計ですね。これで農業産出額がもう美唄のいくらというのが出ない。農協さんから調べなきゃいけないということらしいんです。こんなように非常に客観的に、農業が現状はどうなってるかということもなかなか把握しづらい。資料をいろいろいただきましたけども、私は将来どうなるんだろうかという

ことでの資料として分析をしようとしたんですが、なかなかできない。それでお尋ねしたんですが、先ほどの答弁なんです。果たしてそれでいいんでしょうか、これだけの大きな仕事を組むときにですね、農業の姿というものを、こうだというものを市長ご自身がお持ちでなくていいんでしょうか。現場の職員じゃなくて、これは政治家たる市長のお務めじゃないんでしょうか。それに向けて、今こうしなきゃというリーダーシップを発揮するのが私は首長の責任だと思うんです。余り悪い話はさっきしてなかったですけどね。3月の予算委員会でもこの農地再編整備事業というのは薔薇色ですというお話だったんです。コストダウンは勿論、おいしいお米も採れるし、農業の今後の将来も明るい見通しがたつという話だったんですけど。ここのところ、改めて美唄市農業の姿ですね。私どもにわかりやすいように、これはそうならない場合も当然あるでしょう。先ほどの財政健全化計画じゃないですけど、そのとおりいかないということあるんです。しかし、いかない時の、なぜいかなかったかというためにも、将来の予測というのを立てて進めるのが計画的なまちづくりじゃないかと思うんですけどね。この辺御答弁してください。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の御質問に順次お答えします。

まず、1点目のグループ制についてでございますけども、グループ制につきましては、今年から試行的に拡大したという状況になってございますが、これにつきまして、各自治体において、色んなグループ制の良い点と、

悪い点が出ている部分もあると承知してございます。これにつきましては、私ども全庁的な導入に当たる前に、今現在やっている導入部署の検証結果とか、庁内議論踏まえた上で判断してまいりたいなと思ってしまして、今提案のありましたアンケート調査、このあたりも含めて今後その検証をする際の参考にさせていただきたいなと思っております。

それから2点目の時間外勤務でございますけれども、この時間外勤務の状況につきましては、毎年各課等の組織や職員配置のヒアリング、この時点において、課長等からいろいろ状況把握してるところでございます。ただ、実態を把握していないというような御指摘もありましたので、これについては、ある程度私ども時間外多い部署等に関しましては、例えば、生活保護のケースワーカーとか、それから病院の臨床工学士、これについては増員なり採用して人数を増やした部分でございます。時間外につきましては、やはり、基本的には各所属長が実態を把握していただくと、これが基本でございますけれども、この辺りをもう少し本当にきめ細かく各職員の動向等、それから本当に勤務実態を把握する中で押さえていかなきゃいけないなと思っておりまして、今年に関しては毎年行っておりますヒアリング、これを少し早い時期に行って、各職場の実態を把握して、その対応に努めたいと。それから、時間外の額についても、これも検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

それから、メンタルヘルスの問題でございますけれども、本当に今精神的な病で、本当にこれは見るに忍びない状況になってございま

して、職場復帰したなと思ったら、また休職するというような、この繰り返しも行っている職員もございます。やっぱり今はこういう職員が、私ども貴重な人材でありますので、少しでも回復していただいて、現場復帰していただくよう、これは私としても言われるようにきめ細かな対応をして、今の所、職場替えなどをしながら本人の負担にならないように配慮しているものの、足りないのかなと思っておりますので、これについても細心の注意を自ら払っていききたいなと思っております。

それから4点目の財政運営等につきましては、財政健全化計画、これについての進行管理という問題でございますけれども、これ、今の財政健全計画は短期間で作った関係もありまして、市民の意見を聞く程度に終わったと言う中で委員会なるものはなかったわけでございますけれども、かつて、行政改革の時に委員会を作って、そして計画を作っていたいたと同時に、進行管理もしていただいたという経過もあります。これらのことも踏まえながら、今後この進行管理についてどのような市民の参加の仕方があるのか、これについて検討させていただきたいと考えてございます。

それから、公社の問題でございますけれども、私、土地開発公社の理事を一時やってみましたけれども、短期間で内容的なもの十分承知してございませぬけれども、土地開発公社が、やはり一時持っていたその役割というのはもう果たしたのかなと、今こういうバブル崩壊後の地価の下落状況にあって、役所自ら第三セクターなるもので民間の住宅用地を供給するような状況にはないというふうに考えてございます。これについても、今国はその地方公

社の整備または再生のための必要経費を、地方債の対象とすることができるよう地財法の一部を改正すると、このように承知してございますので、まずは今持ってる土地をどのような形で整理して、今身軽にするかと、ここに重点を置く為に公社健全化の内部の委員会を作った訳でございますので、これを精力的に稼働させて、何とかこの公社のいろんな身を軽くする、まずここに精力的に動きたいと。それと同時に公社の経営状況、これは市民周知についてよくわからないという御指摘もありますので、やはりわかりやすい、一工夫したものを市民の皆様を示しながら、これは情報共有してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、国営の農地の部分でございます。これにつきましては、制度としては平成23年度着手に向けた場合、土地改良法に基づいて事業認可申請を行っておりまして、市町村の負担同意が必要となるということから、22年12月の定例会なり、3月ということで、直近の議会で負担に関し、議会の同意を得るというような、こういうものにとどまっているわけでございますけれども、それも率が明記されるくらいのものでございます。これでは、私はこれからこの大規模な事業を進めて行って将来負担が当然生じるわけですし、これは、こういう流れではまずいなという事で、その前に期成会に対して市の考え方を示すとか、それから、議会にも当然この事業の内容とか、美唄市の将来負担についてもこの部分を示しながら、一定程度の理解を深めていきたいというふうに考えてございまして、これについては作業が遅れておりますけれども、今この

事業による経済効果、それから負担部分、言ってみればこの事業のメリット、デメリットを明らかにして、この情報を共有するという部分がどうしても必要だろうということで、この作業を早急に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それで、今国とちょっと話している部分は、今回直轄事業が全国で知事が騒いで、国が9割も負担するなんていう乱暴なことをやったもんですから、国営事業も何とか方法を講じるべきでないかという考えがいろいろ色んな方から言われております。直轄事業とやっぱ国営事業はちょっと違っているという部分がわかったんですけども、農地の場合は個人的な財産ですから、この財産形成に全く国費を投入することはできないと。やはり、農業者自らが私的財産ですから、これは一定の負担が必要だろうと。それで、今7%を何とか軽減できないかと、国がもう少し多く持ってもらえば7が5で済むとか、そんなことになるものですから、これをお願いした部分もございます。これはなかなか正式にはできない部分でございますので、まず、地元負担等の軽減策について、それから今7%が動かしがたいものだとするならば、7を4・3持つか、3・4持つかいろいろこれはあるわけです。

ただ市町村が持つ分、これについては数年前からこの償還に対して過疎債を貸すということで国が措置してるんです。だから過疎債を全額借りれば市町村が持った分の3割の負担でいいだろうと、そういうことで、過疎債でこれを対応するというふうには変わってきております。ただ、この過疎債が時限立法ですから、この事業が終わるときにこの

過疎債の制度があるかないかと、これもありますんで、この過疎債の制度がもし、この事業が終わったときになくなったとしたら、何らかの他の方法があるのかどうか。このあたりも詰めないで美唄市が、これだけ、500億のうち一定程度持って、全額が市民負担となるのは、これは全く財政的に運営できなくなるという事から、過疎債の延長、そして、ない場合は代替策と、これは検討していただきたいと。

それから、農業者にとって今これだけの大変な農業情勢の中で農業者が自ら負担をしてやれるのかという問題であります。その中で一定の負担はある程度やめないにしても、これを減らす方法、それから、一番問題になるのは、北海道においては工事が夏工事になると、その1年間その土地では物を作ることができないんです。通年施工による所得保障、これをしていただければ、農家は対応できないんじゃないかと。これについて何か方策がないのかという事で、春にやるとか、秋にやるとか、こういうずらしてやると言う方法もあるようでございますけども、これについてもある程度検討していただければ、農家はまずこの事業に参加できないんじゃないかというようなこともいろいろあるものですから、大きく3、4点、国、道に行って検討したいと、だから、自治体の負担、さらには農業者の負担について何らかの方策を講じるお気持ちはあるんでしょうか、というようなことを、今札幌開発建設部といろいろ協議してると。この辺りを少し詰めてから議会等にお示しして、この美唄市の負担割合を決めていきたいなというふうに、私としては考

えていたわけでございますけども、いずれにしても、ある程度の期限が押し迫っておりますので、今後早急にこの辺りの詰めを行った上、さらにいろんな情報もしっかり精査してお示しすることで、議会もいただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、農業の姿、これは本当に私も首長やって、どうも農業の姿が見えないと。国がいろいろ毎年、制度を変えて品目横断をやったと思ったら直ぐ見直すと、このような中で国政が変わるものですから見えないなと言う中で、美唄市の農業の発展ビジョン、これしっかり作るようにということで、今、担当部署におきまして、このビジョンを作っている最中でございます。これらを私ども明確にする上で、美唄市の農業がこういうふうになるんだというようなことも、少しイメージとして出せるような形を取りたいなということで、今これについては策定中でございますんで、ご理解願いたいと思います。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 後ろの方からですね、この農地再編整備事業に関しましては、具体的な内容の伴う考え方というのが出されたわけで、少しく理解が深まった感じをいたします。2回目にお尋ねしたどうしようと悩んでる方、それから、もう明確に不参加をお決めになった方々、この辺何戸くらいあるんですかっていう話をしましたが、データがないのかもしれないんですが、改めてまたその辺の状況があれば、お尋ねをしたいと思います。それと相手のあることで、市長が思ってるように実現するかというのは、なかなか難しいんでしょうし、これは、美唄だけの事業じゃなく

て、既に多くこの先例がありまして、美唄は後進地というふうに言ってもいいぐらいなところなんでしょう。そういった枠が期待感を持っていいのかどうかですね。せっかく時間をかけるのであれば、今一生懸命市長が地元負担の軽減に向けて、国とその辺の調整なり協議をしていると。で、ぜひ見守るべきでないだろうかと言うのかですね。ここんところ私はなかなか直近で選挙があるから、そんな意識してそういうものも影響がするようなものなのか、その辺もよくわからないですよ。何を根拠に、地元負担の割合というのを決めているのか。補助事業だったら何分の何補助とがありますよ、定額補助とか。今言われた国営事業と直轄事業というのは、性格的に違うというお話ちょっとされましたけども、よく見えない部分があります。ぜひ、これは例えば全道市長会なり全国市長会を通じて、要望という形でも結構ですからお願いしたいのは、こういったいかに国が事業の主体であり、国営と言えども地域負担が伴い、地域の中の合意形成が必要なものに関して、明確にそれに議論参画できるような、そういった仕組みをつくるべきだと。

先ほどあったようにこの認可申請の段階で、これは予想されてるのが平成22年の12月前後というようにお話でしたから、ここで、その事業費も示されないで、ここでその認可申請に向けた合意書というのか、出す際に議会の議決ということになるんでしょう。これだって議会が議決を付すに値するような、そういった提案理由なり、材料が伴っていないわけですよ。これですね、声を大にしてその時点での内訳を明示するとか、市民説明がつく

ようなものを用意すべきだと、声を上げていただけないですか。今までもそういう議決あったのかもしれませんが、あまりすかつと記憶、覚えてませんけども。議決しやすい提案理由になるように、それは是非仕組みを充実するように、働きかけしてくれませんか、率先をして。志を同じくする人いるんじゃないでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

時間外の問題は少しく3月の予算委員会に戻ったくらいの前進はあったのかもしれませんが。なぜそういうふうにこだわるのか、現場が押さえてとかって言いますけれども、使用者として全庁的に人事当局が、実態はどうなんだろうかというの調べるのは、何にも問題がないし、大変なことじゃないじゃないですか。どういった調べ方をするのかは別にしましても、私は、時間外労働というものがない職場環境をつくるのが一番だと思います。

しかし、文字どおりノーワーク・ノーペイでありますから、きちっとした担保をしてくと、市立病院の医者扱いに関しても、これは今の実態を把握をされて、そして、司法の場で下った判決とか、監督署のその判断だとか、これをきちっと整理をされて、美唄の実態がどうなのかということ直ちに調査すべき中身だというふうに思いますよ。はっきりと言ってくださいよ、実態調査するならば。いつまでですと。3月の段階から1歩も出てないんだもの。その辺ももう1回答えてください。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 国営の農地再編事業の部分でございますけども、先程の答弁でこの数

値が平成19年度の部分でございまして、各地区、上美唄地区は39戸で39戸賛同、上美唄東地区が19戸で15戸、西美唄が60戸で57戸、茶志内地区が106戸で83戸、開発地区が54戸で54戸という回答をいただいておりますけども、未回答というのが220戸もある状況でございまして、農業情勢が動いている部分もありますから、これはあくまでも19年度の調査ということで押さえていただきたいと思います。

先ほどの国営の部分で、やはり過去の議会に提案したのを見ると、負担予定が率が何%、負担区分はこういう事業で負担するというだけのものなんですね。これでは、やはり色んな理解を得られないと思いますので、この辺りを少し明確にした上で、お示しいたという部分と、それから、工事費が国営事業の場合、国直轄もそうですけども、かなりいろんな中身がよくわからないとか、それもあるもので、道営事業と比べて国営高くなっております。そのあたりをもう少し下げられる努力もしてもらわないとだめなものですから、これは全て農業者にも色々係るものですから、ここをもう少し明らかにするようなことを、国にはお願いしてまいりたいなと思っております。

いずれにしても、この事業500億という、本当に大規模な事業でございまして、しっかり情報等を取りながら、今後に向けて努力してまいりたいと、考えてございます。

それから、時間外の問題でございまして、これは、先ほど言いましたグループ制の調査というものもありますので、これと合わせてしっかり職場実態を把握するような形で

取り組んでまいりたいと考えてございます。

●議長内馬場克康君 1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） 2009年第2回定例会に当たり大綱3点について市長及び教育長に質問いたします。

質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

5月29日から6月4日、5日にかけて開催された美唄市議会として初めての議会報告会ですが、私も5ヶ所で50人以上の市民の皆さんと話し合いの場に参加してまいりました。多くの市民の皆さんの御参加をいただき、また貴重なご意見も数多く提案していただきました。ある会場では参加者のお一人からコピーを渡され、しっかり読んで今後の議員活動に生かしてほしいと激励されました。議員として今後ますます自分自身を磨き、市民の皆さんの負託に応えられるような議員活動をしていかなければならないと、各会場を後にするたびに感じておりました。同時に今年限りではなく、来年、再来年と、この議会報告会を続けていくことの重要性も痛感したところであります。

一般質問に入ります。

大綱の1点目は、定額給付金給付事業についてであります。この質問に関しては、午前中同僚議員からの質問もありましたが、立場が違いますので、重複を避けて質問したいと思いますが、重複の場合はお許しを願いたいと思います。

この事業につきましては、新聞、マスコミが人気低迷の麻生内閣の選挙目当ての究極のばらまきであることを指摘してまいりましたが、私もそう感じております。元をたどれば

国民の税金をさもさも給付すると。上からの目線で対応した政権の姿勢は末期の悪あがきとしか思えません。

第1点目には、本市の該当世帯数や給付金額、給付割合を伺います。また、支給日ごとに、その支給割合の変化と直近の状況について伺います。

2点目には、郵送の戻り件数や、その後の対応、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

3点目には、さまざまな理由により別居を余儀なくされている家族の方の給付金の取り扱いについてであります。家庭内暴力や2月1日以降の離婚などへの対応は、どのようなになっているでしょうかお伺いいたします。

4点目には、定額給付金の給付に伴って市内で発行されたプレミアム付き美唄商品券について伺います。その事業の概要、実施状況について伺います。

大綱の2点目は、福祉行政についてです。

その1点目は、美唄市の生活保護世帯の現状についてであります。全国規模では2008年度の生活保護世帯数は、月平均で114万8,766世帯となり、前年度に比べ4万3,491世帯増加をしています。過去最高を更新する見込みとなっています。生活保護世帯数は2001年度から最多記録を更新し続けています。3月の生活保護受給人数は全国で165万4,612人に達しました。昨年12月から毎月1万人を超えるペースで増加しており、今年2月から3月にかけては1カ月で2万1,567人増えるなど、増加幅も拡大し続けています。2008年度の月平均は159万2,625人で、前年度確定数

より4万9,304人増えました。昨年秋以降の世界経済危機の中で、非正規切りなどが横行し雇用が悪化しています。4月の完全失業が5.0%と、5年5ヶ月振りに5%台になるなどの影響が出ています。自民党・公明党政権の社会保障抑制路線のもとで全国的な傾向としては、美唄市ではあり得ないと思いますけれども、自治体窓口で受給申込書を渡さないなど、水際作戦と呼ばれる厳しい受給抑制が行われています。それにもかかわらず、保護世帯数、実人数ともに1995年以降急上昇を続けており、構造改革の進行が貧困を拡大してきたことが明白になっています。

さて、そこで本市における生活保護世帯の現状ですが、1点目には、過去5年間の被保護世帯数、被保護実人数、保護率について。

2点目には、本市の生活保護世帯の特徴的な点についてお伺いいたします。

福祉行政の2点目には、本年3月をもって全廃となった生活保護の中の母子加算についてお聞きいたします。教材費や給食費が払えない、具合が悪くても病院に行かずに学校保健室の薬でやり過ごすなど、日本の子供の貧困率は先進諸国の中でもかなり高い方に位置しています。とりわけひとり親世帯、主に母子世帯の子供の貧困率は、OECD経済協力開発機構の中でもトップクラスとなっています。にもかかわらず、現政府は母子世帯の命綱でもある生活保護の母子加算を廃止しました。

母子加算の廃止に関する1点目は、本市の対象となった母子加算廃止世帯数と、減額となった金額。

2点目には、本市の母子家庭に及ぼす影響

について、どのようになるのかお聞きいたします。

大綱の３点目は、教育行政について教育長に質問いたします。

それは、学校開放事業の利用者負担についてです。財政健全化計画で歳入確保策として、本年４月から実施されているはずですが、３月までと４月からの利用団体、利用者数を各学校ごとにお聞きします。

また、近隣の自治体における同様の事業の対応についてお聞きいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、定額給付金給付事業について、郵送の戻り件数や、その後の対応についてであります。宛所不明として郵便局から返送された申請書が、当初１２３件ありました。現在まで世帯主からの申し出や住居情報の把握に努めた結果８５件に送付し、残り３８件が世帯主に届いていない状況にあります。今後につきましては、申請されていない方も含め、さまざまな機会を通じて制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、ＤＶ被害者などへの対応についてであります。現時点で把握しているものとして、２月１日の基準日には６世帯、基準日以降に３世帯の、合計９世帯のＤＶ被害者の方がおりますが、すべての方が定額給付金の対象となっております。

また、基準日以降に離婚された世帯は３件であり、制度の取り扱いでは離婚等により世帯分離した場合であっても、申請受給者につ

いては基準日の世帯主となっております。

次に、福祉行政について、生活保護世帯の状況などについてであります。過去５年間の３月末の状況で申し上げますと、平成１６年度は５３１世帯の７６７人で２５．７パーミル、平成１７年度は５３７世帯の７５９人で２５．９パーミル、平成１８年度は５７６世帯の８０４人で２８．０パーミル、平成１９年度は６０９世帯の８５０人で３０．１パーミル、平成２０年度は６２５世帯の８４６人で３１．１パーミルとなっております。保護開始の要因はさまざまであり、全道と同様の傾向にあります。預貯金が無く、疾病等により医療費が支払えなくなり、保護申請する方や、無年金者の方の申請が特に多くなってきております。また、高齢者で年金受給額が少ない中で、親族などからの支援を受け生活してきたものの、景気の悪化などにより支援が受けられず、生活が苦しくなり保護申請をする方々も増えてきているところであります。

次に、母子加算廃止についてであります。母子加算廃止世帯数と減額になった金額は、平成２１年３月末現在で申し上げますと、世帯数で４２世帯、金額は２４５万７、２４０円となっております。

次に、母子家庭世帯に及ぼす影響についてであります。この見直しでは、一律的に母子加算を廃止する一方で、世帯の自立に向けた就労職業訓練を受ける世帯に対し、ひとり親世帯就労促進費が新たに創設されたところであります。

また、本年７月の保護費の支給から小学生には２、５００円、中学生には４、３３０円、

高校生には母子世帯も含め、5,010円の学習支援費が支給されることとなっております。こうした措置が講じられてきたものの、景気が一段と悪化していく中であって、生活に及ぼす影響も大きく、特に乳幼児を抱える母子世帯においては、就労も含め大変厳しい環境にあるものと考えております。

なお、定額給付金の給付状況については総務部長から、プレミアム付き美唄商品券の発行については、商工交流部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 総務部長。

●総務部長安田昌彰君 定額貯金給付事業の該当世帯数や給付金額、給付状況につきましては、私から答弁させていただきます。

定額給付金の給付状況についてでございますが、3月下旬、2月1日の基準日に該当する1万3,175世帯に申請書を郵送し、第1回目の支給日である4月17日には8,239世帯、支給額2億7,618万円、支給割合は62.6%。第2回目の4月24日では、累計で1万0,581世帯、支給額3億5,668万円、支給割合は80.4%。3回目の4月30日では、累計で1万1,127世帯で、支給額3億7,444万円、支給割合は84.5%。6月9日現在では、1万2,514世帯で、支給額4億1,114万円で、全体の95.0%が支給されている状況にあります。

現時点での未申請世帯は2月1日基準日以降に死亡などにより給付対象外となっている世帯を除き、残り551世帯となっているところでございます。

●議長内馬場克康君 商工交流部長。

●商工交流部長岡嶋博文君 プレミアム付き美唄商品券の発行については、私から答弁させていただきます。

プレミアム付き美唄商品券の発行についてでございますが、本事業は、国の平成20年度第2次補正予算による地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、市内消費拡大促進を図ることを目的として、市と商工会議所、美唄商品券運営協議会が連携して取り組んだものでございます。

この事業は美唄商品券に、一般世帯は20%、子育て世帯は25%のプレミアムを付け、総額5,000万円で販売したところであり、プレミアムの20%分と発行に係る経費を市が補助し、子育て世帯の上乗せ5%分については、運営協議会が負担を行っております。

また、購入額の上限は1人3万円とし4月11日に販売しましたが、1,708名の方が購入され、販売当日で完売となったところでございます。

なお、当日購入された方に対し、アンケート調査を実施し、その結果、購入者の年代別では20代から30代が14.3%、40代から50代が28.3%、60代以上が57.4%となっております。

地域別では、条丁目地区にお住まいの方が71.7%、東明方面の方が5.6%、南美唄の方が6.3%、茶志内方面の方が3%、進徳・峰延方面の方が7%、開発・西美唄方面の方が3.5%となっております。

職業別では自営業の方が9.1%、給与所得者の方が25.5%、年金受給者の方が4

3. 1%、その他が17.6%の結果となっているところでございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。学校施設開放事業の利用者負担金についてであります。5月末までの利用申し込み状況を平成20年度と21年度の比較で申し上げますと、利用増は茶志内小学校が2件から7件、東栄小学校が3件から5件、峰延小学校が2件から4件となっております。利用減は東中学校が4件から1件、美唄中学校が2件から1件、南美唄小学校が3件から1件となっております。また、西美唄小学校1件、東小学校2件、峰延中学校3件については、前年度と変わらない状況となっており、総数では20年度が光珠内中央小学校の1件を含め23件、本年度が25件となっており、全体での利用件数は増加しているところでございます。

次に、利用者負担の状況についてですが、本市の利用者負担は1回当たり1時間の利用の場合70円で、暖房を使用した場合450円の割り増しを行うこととしております。

また、本市の他に空知管内で利用者から負担金を徴収している市は3市となっております。その内容を申し上げますと、滝川市では1回当たり3時間以内の利用の場合、日中3,220円、夜間4,190円で冬期間はそれぞれ810円の割増金を利用者が負担することとなっております。

また、砂川市では1回当たり1時間の利用の場合500円を。更に深川市では1回当たりの利用の場合、日中997円、夜間1,3

96円で、冬期間はそれぞれ5割増しの金額を利用者が負担することとなっております。

●議長内馬場克康君 1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

定額給付金に伴うプレミアム付き美唄商品券でありますけれども、今ほど伺いまして、非常に高齢の方のご利用が多かったというような数字があらわれておりますけれども、限られた年金収入で暮らしていらっしゃる市民の中には、事前にこの報道がされてプレミアム付きと、特典付きという報道がされていたこともあって、支給されるはずの定額給付金でこの商品券を購入しようと考えていた方も多くいらしかったという話でありました。

また、そういった方々は4月11日という販売となったことで、非常に不公平感を持っていらっしゃることも、私の方に声が上がっていました。この日にちの設定では、余りにやはりそういった市民の期待を裏切って、余力のある方しか購入ができなかったという状態になっていると思います。

定額給付金の支給状況を今ほど伺いましたけれども、3回目の支給4月30日、4月中で大体84.5%の方が受け取ってるってことがわかっています。やはり期待度も多かったのも、私は全然その商品券の販売とか、そういうことに関しては素人ですけれども、素人の私でさえ大体市民の方がどういう行動をとって、この定額給付金というものを受け取るんだらうなってあたりのところが推測できるんですから、もちろん商工交流部の中の方たちは、もっとそういったことに敏感で、こういった市民が行動をとられるのかっていう

のは、当然推測できていたのではないかと思われるんですね。わずか、20日余りですよ、4月11日からということになれば、4月30日の支給まで待つということであればね。3者でやっていることなので、そのあたりの経過がどのようになって決まったのかわかりませんが、今回、こういった行政と市民が協力して美唄の財政再建に取り組むとした今年は元年です。こういった形でいたずらに市民に不公平感をもたらすやり方は、行政として慎むべきであり、今後の課題として市民の方の多くが納得いく形での販売方法を追求していくべきだと、私は考えておりますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、福祉行政ですけれども、今ほど数字を伺いましたが、5年間で世帯数としては94世帯、保護率では5.4パーミルのアップという数字で、中高年の方が多くなっているというお話でありました。先ほども述べましたが、全国的な傾向として、厚生労働省は生活保護の抑制を、いろいろと謳っていらっしゃると思うんですね。その中でもこういった伸びをしているというのは、やはり美唄市民の方々の生活の苦しさが数字の中にもあらわれているのではないかというふうに思い計られます。私も最近相談を受けた70代の女性ですけれども、数年前に連れ合いを亡くされて一人暮らしになりました。夫婦お二人の暮らしのときには年金でもどうにかやり繰りをつけてられたのですが、彼女の年金にわずかばかりの遺族年金では暮らしていけない。支給年金わずか11万円、1月にすると5万5,000円ですけれども、

それでその生活を何とかいろいろと取り崩しながら頑張ってきたんですけども、本年4月もう生活が立ち行かなくなったと私の方に相談がありまして、生活保護の申請をしたというケースがあります。

また、母子加算の廃止に関しても、本市においては42世帯の加算が廃止されたという事で、金額も2百何十万ということでしたけれども、それはあくまで今年3月一番低くなった数字であってね、もっと本来は加算が大きかったはずですよ。それが段階的に減らされてきて、その数字になっているんだと思われましても、経済状況の厳しい中で、そういった母子家庭の方はどんなに心細い思いを募らせているかと私は察しています。私の存じ上げているお母さんは、深夜勤務をしながら3人のお子さんを育てています。側で見ても綱渡りのような毎日で、はらはらして私は見守っています。少しでも収入が多くなるようにと、深夜勤務を自ら選んだということですが、本来は人間は睡眠の時刻になっている、そういった生活リズムを無視してまで体を酷使するというのが、この後彼女の生活全般に悪影響を及ぼさなければいいと願うばかりであります。

先ほどの御答弁では、母子加算廃止に代わって、新たにできた支援策が市長の方から説明されました。しかし、国全体から見ると、母子加算全廃で約204億円が削られた一方で、変わってできた高等学校等修学費59億円や、就労促進費約40億円、2009年度補正予算で盛り込まれた子供の学習支援の給付42億円を合わせても削られた200億円には遠く及ばないことが明らかになっていま

す。

就労支援費では病気や障害や育児で働けない世帯には支援が全くされなくなることにもなっていますが、全国では病気などで働けない母子家庭は3万世帯にも及ぶとされています。子供の学習支援の給付の対象にならない0歳から5歳の子供のいる母子家庭が1万世帯、美唄市では先ほどの母子加算廃止の対象となった世帯の支援はどのように変化したのか。私が今取り上げたこういった新たな制度がどのようになっているのか、もう一度その対象となった世帯数と支給金額について、市長にお聞きしたいと思います。

北海道内ではこういった生活保護の母子加算の縮小廃止に抗議して、2007年の12月に札幌や小樽、北見に住む9人のお母さんたちが、これでは生存にもかかわるということで、生存権裁判へと行動を取り始めています。私も微力ですが、この行動に賛同して募金をしています。

そうした中、道内の自治体からも母子加算の廃止に伴い、自治体独自で母子加算に変わる福祉給付金を始めた自治体が生まれたという事で、私は大変驚くとともに感激でこのニュースを聞いておりました。その自治体は旭川の隣に位置している東川町です。

ちょっと読み上げますけど、「東川町は4月から生活保護世帯のひとり親世帯及び高齢者・住民税非課税でひとり親世帯の高校生に対して、月額8,000円の福祉給付金を支給することを決めました。これは、生活保護の母子加算が4月から全廃されることからお母さんたちの要望を受けて、町が決断したものです。月額8,000円は生活保護受給者

が収入認定されない限度額を採用したものです。加えて、住民税非課税でひとり親世帯の高校生にも支給するものです。3月11日には条例案が可決され、17日に行われた第1回定例会の最終日には、それを盛り込んだ予算案が可決成立しました。お母さんたちの子と思う切実な願いがかなった瞬間でした。」とあります。これを進めた北海道東川町長の松岡市郎さんという方が4月20日日本共産党の新聞「赤旗」の発言ゼロキュウというところに登場されています。これもちょっと読み上げてみたいと思います。「3月町議会の提案では、雇用不安、生活保障への不安が広がっている町民が苦しい生活状況に置かれている時、町が福祉、暮らしを守る自治体の基本的な役割を発揮することが強く求められている。老齢加算、母子加算が廃止された生活保護世帯に激励の意味からも、福祉給付金を支給したいと説明しました。反対が出るかなと心配しましたが、全会一致でした。私は予算がない。前例がない。実施しているところがない。という言葉が嫌いです。職員には失敗してもいいから、どんどん提案しなさいと日ごろから言っています。住民のためになることなら何でも思い切ってやるのが大切です。失敗を恐れては何もできません。国の交付金の活用は高齢者支援や、子育て支援の事業に重点を置きました。町民は住み慣れたこの町ですずっと過ごしたいと思っています。町がその思いを実現するために努力することは当然のことです。社会的弱者への支援はまだまだやらなければなりません。地方制度の改革が議論されています。広域連合で出来る事は大いに進めながら、町独自の個性を光らせるこ

とが大切だと思います。」こう東川町長の松岡市郎さんは述べていらっしゃいます。

私は人口7,000人を少し超えるこの東川の取り組みに驚きと共感を持っておりますが、桜井市長はどうお考えになりますでしょうか。同じように8,000円の給付とはならないまでも、共感し、勇気を持って東川の町の取り組みに続いていこうというお気持ちはおありになりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

教育長の方にお伺いいたします。

学校開放事業の利用者負担についてですが、私もスポーツ団体の代表としてこの説明会に参加していました。参加者からは財政再建計画の一環ということでもあり、大きな声での反対はなかったのですけれども、いったい市は何を考えてるのかと。体育センターが廃止し、学校開放も有料化になるということは、市民にスポーツをさせたくないということなんだろうかね、と。健康保持のためにというなら、スポーツしやすい環境づくりに努めるというのが本筋なんだろうと思うけれども、というようなお話がちらほら聞かれておりました。

また、中には高齢者の冬期の健康維持のためにゲートボールをしている団体の方が参加されていましたが、その方たちは中心部からかなり距離があって、冬場の運転を考えたら地元の学校の体育館を借りるのが一番いいのだけれど、週2回暖房つきで借りるとなると、一人ひとりの負担も大きくなると嘆いておられました。高齢者の方々の楽しめる競技ですから、休憩を取り入れながらの取り組みで、比較的時間が長くなるのも当然だと思われま

す。時間で料金設定するこの現行の制度では、なかなか負担が大きくなっていくというお話でありました。負担の公平を期するのは行政としては当然ですけれども、高齢者の方の楽しんでいるスポーツであること。また、中心部から遠く離れていて学校施設しかその地域には冬場にゲートボールを楽しめる施設がないこと。わざわざ中心部の体育館に通ってくることの危険や経費を考えて、せめて負担の軽減を図ることはできないものなのか、私はそこで感じました。同じスポーツを愛するものたちとして、たとえ私たちはその負担は市のように言われたとしても、高齢者に割り引いたとしても、他の者たちからそれでは不公平だというような不満は出てこないと思います。

是非教育長にそのあたりのところをお考えいただきたいというふうに考えております。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

プレミアム付き商品券の販売日についてですが、商品券の販売を促進する上で消費が伸びる入学時期に合わせて準備を進めてきたところから、4月11日を販売日として実施したところであります。

商品券が販売当日において完売したこともあり、定額給付金や年金受給で購入を予定された方が購入できなかったというお話を数多く寄せられたところであります。

今後美唄商品券運営協議会では、一定のプレミアム付きの商品券を発行する予定がある事から、発行時期などについては、市民の皆様様の御意見を踏まえ、実施の時期や販売方法

などについて、十分に検討した上で行われるよう運営協議会に申し入れてまいりたいと考えております。

次に、生活保護受給の母子世帯についてですが、本市で受給中の42世帯のうちひとり親世帯就労促進費の支給対象世帯は12世帯で、支給金額は1世帯当たり月額1万円で支給総額は144万円となります。

次に、学習支援費の支給対象世帯は34世帯で1人当たりの月額と対象児童数、支給総額を小学生及び中学生、高校生別に申し上げますと、小学生は月額2,500円の29人で87万円、中学生は月額4,330円の26人で135万0,960円、高校生は月額5,010円の20人で120万2,400円となります。

次に、就学前の児童のみを持つ世帯で学習支援費の支給対象外となる世帯数は4世帯で1世帯当たりの平均が月額では6,940円、年間8万3,280円の減額となるところでございます。国においては母子加算の見直しに伴い、本年7月から支給の学習支援費のほか、これまでに高等学校等修学費やひとり親世帯就労促進費が創設されたところであり、就労促進費の有効活用を図ると共に、ハローワーク等の各関係機関と連携を図り、就学支援プログラムに基づき本市としては母子家庭の自立に向けて、きめ細かく対応してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 吉岡議員の質問にお答えします。

学校施設設開故事業の利用者負担についてありますが、利用者負担の導入は利用する

方々に等しく実費相当を負担していただくとの考え方で設けたものであり、現段階での高齢者への負担軽減については考えていないところでございます。

なお、小中学生を中心とする利用団体については、学校活動の延長線上にあるとして位置づけていることから、減免対象としているところでございます。

●議長内馬場克康君 1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 生活保護の母子加算についてですけれども、私非常に感動して東川の取り組みや、町長さんのお言葉も市長に伝えたいと思って、この場から読み上げましたけれども、その点に対しては何も無かったというのは、さみしい限りであります。

生活保護を受ける資格のある生活水準の人が実際に保護を受けている割合は、補足率と言われるそうですけれども、欧米諸国では7割から8割ですけれども、日本ではわずか1割から2割にすぎないと言われていています。この背景には、制度自体の欠陥があると指摘されています。

有名な話ですけれども、今や世界的ベストセラーとなったハリーポッターシリーズの作者、イギリス人のローリングさんは離婚してシングルマザーとなって、生活に困って、生活保護を受け、子供を育てながら小説を書いていたわけですが、それが世界各国で翻訳出版され、今や高額納税者となっています。映画や出演俳優などへの経済波及効果は計り知れないとまで言われています。小説を育てるだけの余力があるのが、イギリスの公的補助と

言えます。

一方、日本では母子家庭の加算の廃止についても、働いている同じような家庭環境の家庭より生活保護を受けている家庭の方が高いから、低い水準に下げるという逆転の理屈が横行してきました。第2、第3のローリングさんの誕生の芽を日本政府は自らの政策で摘み取ってしまっていたのかもしれませんが、桜井市長におかれましては、雇用状況が厳しい中、一人で子供を育て、働き、生活している本市の母子家庭の厳しい実態を直面し、先ほど私の紹介した東川とまではいかなくても、取り組みの精神をぜひ本市の行政にも反映させていただきたいと思うと同時に、国に対しても母子加算廃止の撤回を含め、さらなる支援を働きかけていいただきたいと考えますが、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 母子加算に関する本市の対応でございますけども、本当に母子家庭の生活実態というのは非常に厳しいものがあるというふうに、私も承知している部分でございます。

国において、制度が変わって新しい制度が創設されたということでございますけども、それが、前制度よりも後退しているものならば、やはりこれはもう少し充実しなければ大変なことになるということで、私としても国に対して色々要望をこれからしてまいりたいと考えてございます。

まず、やはり行政として今まで以上にきめ細かな対応をして、母子家庭の充実に向けて何とか努められるよう努力してまいりたいと考えてございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

12番、本郷幸治議員。

●12番本郷幸治議員（登壇） 2009年第2回定例会に当たり、大綱2点について市長並びに教育長に質問します。

大綱の1点目は、地上デジタル放送移行への対応について、2011年7月24日アナログ放送が終了、デジタル放送へ完全に移行されます。このデジタル放送の特徴は、現在テレビ放送が過密になり、混信が起きやすいが、こうした影響を受けにくい。また、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害のある方にも配慮したサービスや、携帯端末向けサービスの充実などが期待されております。

総務省では昨年の7月に、すべての視聴者がテレビ放送を引き続き視聴することができるようにする為の必要な方策を検討し、地上デジタル放送推進総合対策を発表しました。その中で、地方公共団体の取り組みについても挙げられております。そこで、地上デジタル放送移行への本市の対応について質問します。

その1つ目は、受信説明会について、総務省が昨年の9月に行った調査では、地上デジタル対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、現在のアナログ放送が終了する認知度は75.3%でありました。この結果から約25%の方が正確な情報が伝わっていないことになります。特に高齢者や障害者等、特別にサポートが必要な世帯に対して、きめ細かく受信説明会を開催することも必要になってくるのではないかと思います。こうした全世帯に周知する本市の具体的な取り組みについ

てお伺いします。

その2つ目は、市施設の受信対策について、総務省の総合対策と同時に昨年の7月にアクションプラン2008をまとめております。この中で具体的な取り組みの1番目に、公共施設のデジタル化については、設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については、早期かつ確実にデジタル化される必要があること。また、公の施設については、工事の平準化等の観点から、平成22年度12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標とする、とありますが、市役所、市営住宅など市施設の受信対策について市長の御見解をお伺いします。

その3つ目は、教育施設についてであります。先ほども紹介したアクションプラン2008においてもテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすものであり、特に学校、公民館など教育施設の地震対策について教育長の見解をお伺いします。

次に、大綱の2点目は、児童生徒の携帯電話利用について教育長にお伺します。

文部科学省では、全国の小中高生に携帯電話の利用実態調査を実施しました。その結果によりますと、中学2年生の約2割が1日50通以上のメールの送受信を行っており、100通以上のやりとりをする小学生もいるという実態も報告されております。

また、掲示板に掲載された為、多くの人から中傷などのメールが何度も寄せられてきたり、近年はこの携帯被害により自殺をする児童生徒も報告されております。このような状況の中で子供たちをネット被害から守ること

は並大抵のことではありません。しかし、やらなければなりません。

そこで、こうした被害を防ぐ為の以下の具体的な取り組みについて教育長にお伺いします。

1つ目、本市の児童生徒の携帯電話の所有・利用の実態・学校への持ち込み禁止についての取り組みについて。

2つ目、携帯電話のインターネット機能や掲示板などによるトラブルに巻き込まれているような実態をどのように把握しているのか。

3つ目、子供が被害者にも加害者にもならないような教育も必要と思いますが、その取り組みについて。

4つ目、保護者も悪質サイトの閲覧を制限するフィルタリング機能などを理解していない実態もありますが、保護者に対する情報提供などの取り組みについてお伺いします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、地上デジタル放送移行への対応について、地上デジタルテレビ放送についてありますが、総務省では2011年7月24日の完全デジタル化に向けて、地上デジタル放送の周知・広報・受信相談などを行うため、全国52カ所にテレビ受信者支援センター、通称「デジサポ」を設けています。

先般、本市を担当する北海道中央テレビ受信者支援センターから、本年9月頃に市内20カ所程度で地デジ説明会を開催する旨の連絡を受けており、現在日程及び会場を調整中であり、開催日程等が決定した段階で支

援センターから各戸宛に説明会開催の案内が届けられることとなっており、市からも広報誌、ホームページ等によりお知らせすることとしております。

デジタル化については、これまでテレビ放送などを通じてPRが行われておりますが、円滑な移行のためには、高齢者の方を含め市民の皆さんの十分な理解が必要でありますので、説明会に多くの方が参加していただけるよう、市としても周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、市施設の受信対策についてですが、地上デジタル放送のテレビについては、公共施設の中には災害時の避難場所となっている施設もあることから、今後計画的な配置に努めてまいりたいと考えております。

また、改修が必要な教育施設を除く市の公共施設については、公営住宅であるゆたかニュータウン及び有為団地については、今年度当初予算に計上し、改修工事を行う予定であります。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、教育施設の受信対策についてですが、学校施設については、災害時の避難所に指定されていることや、デジタルテレビの導入が教育に果たす役割も大きいことから、地域活性化臨時交付金を活用しながら、できるだけ早い時期に整備を図っていくよう努めてまいります。

また、公民館等の教育施設につきましても、多くの市民の皆さんの利用があることや、災害時等の緊急時の情報入手手段として重要な

役割を果たすことから、今後計画的に整備を進めてまいりたいと考えてでございます。

次に、児童生徒の携帯電話所有状況等についてであります。携帯電話の昨年度の所有状況で申し上げますと、小学生が約12%、中学生が約34%であり、学年が進むにつれて所有者数が増加する傾向にあります。

次に、学校への対応につきましては、平成21年2月19日付けで教育委員会から携帯電話の取り扱い及び情報モラル教育に関する指針を各小中学校へ通知したところでございます。その内容につきましては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みは原則禁止とし、例外的に持ち込みを認める場合には、保護者との連携のもと校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障が生じないように配慮することとしたものであり、現在各校ではこの指示に基づき指導方針を定め、必要な対応に取り組んでいるところでございます。

次に、トラブルの実態についてですが、各学校ごとに定期的にネットパトロールを行い、インターネット上の掲示板等に悪質な書き込みがないかをチェックしており、発見した場合には、直ちに教育委員会へ報告するとともに、掲示板の管理者、もしくは対応する機関に対して、削除要請を行うこととしております。

なお、市内児童生徒にかかわる悪質な書き込みについては、現時点では報告されておられません。

次に、情報モラル教育についてですが、中学校では技術科で情報モラル教育を行

っており、インターネットの正しい利用の仕方やマナーについての指導を行っております。

また、既に民間携帯電話会社と連携してのビデオ視聴や携帯電話メール教室を進めている学校もあり、今後は、このような取り組みをすべての学校で実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、保護者への情報提供についてですが、各学校では保護者に対して、啓発資料や学校だより等を活用し、家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能の活用についての周知徹底を図ると共に、PTA等が民間携帯電話会社と連携して研修会を開催するなど、こういった取り組みの中で家庭との認識の共有を十分図りながら、取り組んでいるところでございます。

●議長内馬場克康君 12番、本郷幸治議員。

●12番本郷幸治議員 一通りの答弁ありがとうございました。自席から地デジについて一つご質問させていただきます。

ただ今市長の答弁では、この説明会が9月に行う予定との答弁がありました。この説明会というのは、今まで市民説明とか色々やっていますけど、なかなか全員が出れないと、こういう実態があると思うんですね。ただし、今回のこの地デジについては、期限が2011年の7月24日までアナログ放送が見れると。こういう非常に大事な期限を切っている中での市民説明会。それで、この市民説明会に来られない人に対する対応というのは、どのように考えておられるのか、これがまず一つ。

それから、地デジ移行に伴う悪質商法、これの対応、もう既にこれ全国でも被害に遭っ

たという、そういう報告もされてます。この点について、市としてどのように考えておられるのか、お伺いします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 本郷議員の質問にお答えします。

受信説明会に参加できない人への対応などについてであります。支援センターでは、個別相談や戸別訪問にも対応することとなっておりますので、説明会に参加できなかった方や、参加後さらに確認したいことが生じた方については、直接支援センターにお問い合わせいただくか、市を通じて確認していただくよう対応してまいりたいと考えております。

次に、地デジ移行を利用した悪質な訪問販売や詐欺行為につきましては、支援センターでの啓発活動のほか、市といたしましては警察とも連携をとりながら、被害防止のための情報提供や、個別のご相談に対応してまいりたいと考えております。

---

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

---

午後2時56分 延会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに  
署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_